

全国家計構造調査の標本設計

※ 今後、誤差集計等の結果公表の進捗に伴い更新することがあります。

I 全国家計構造調査の概要

1 調査の目的

全国家計構造調査は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計調査である。1959年（昭和34年）の第1回調査以来5年ごとに実施してきた「全国消費実態調査」を全面的に見直して実施したものであり、2019年（令和元年）は通算で13回目の調査に当たる。

2 調査の主な見直し内容

全国家計構造調査においては、統計精度の維持・向上、調査世帯の負担軽減及び非標本誤差の是正・抑制、調査事務の減量・効率化の観点から、主に、以下のとおりの調査方法・内容の見直しを行った。

<総世帯及び単身世帯の統計精度の維持・向上>

- ・ 近年増加を続ける単身世帯の標本規模を拡大し、総世帯及び単身世帯の統計精度の維持・向上を図ること。
- ・ 前回（2014年）調査までにおいて別集計としていた単身世帯のモニター調査（全国単身世帯収支実態調査）の結果について、傾向スコア等により集計用データとして統合し、総世帯及び単身世帯の統計精度の維持・向上に活用すること。

<所得及び家計資産に関する統計精度の向上>

- ・ 配布及び回収する調査票に家計簿を含める「基本調査」、家計簿を含めない「簡易調査」の2つの調査区分で実施するロング・ショートフォーム方式を導入し、年収・貯蓄等調査票の標本規模を拡大することにより、所得及び家計資産に関する統計精度の向上を図ること。

<報告者負担の軽減（非標本誤差の是正・抑制）、調査事務の減量・効率化>

- ・ 家計簿の記入期間を3か月から2か月に短縮し、調査世帯の記入負担を軽減し、調査世帯の代替選定により生じる非標本誤差の是正・抑制を図ること。
- ・ 時系列比較が適せず、必要性が薄れている耐久財等調査票を廃止し、報告者負担の

軽減及び非標本誤差の縮小を図ること。

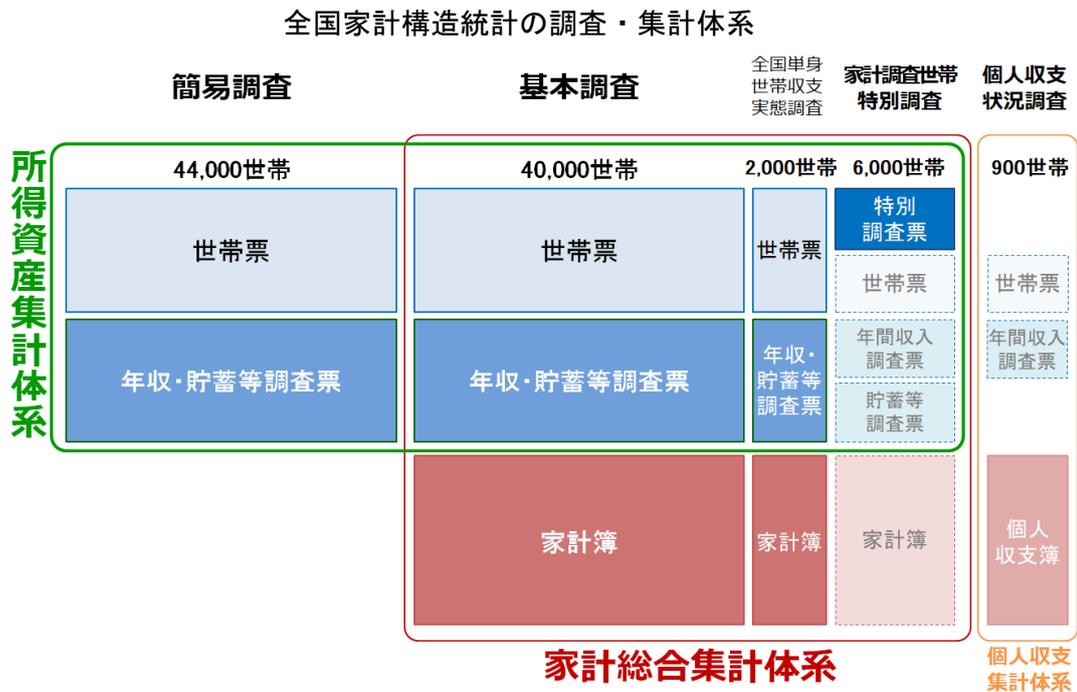
- 調査期間中の家計調査の調査世帯を全国家計構造調査の調査世帯として組み込み、統計精度を維持・向上しつつ、報告者負担の軽減及び調査事務の合理化・省力化を図ること。

等

3 調査の体系

全国家計構造統計の調査は、基本調査、簡易調査、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査の四つの調査からなる（このほか、全国単身世帯収支実態調査も活用した上で集計し、「全国家計構造統計」の結果とする。）。

各調査で用いた調査票の種類、調査対象数（概数）、集計体系については、下図のとおりである。なお、本書は、家計総合集計体系及び所得資産集計体系に関する標本設計の概要を記述している。



4 調査事項及び調査期日

調査票の種類	調査事項	調査期日
家計簿（10月分）	収入及び支出	10月 1 か月間
家計簿（11月分）	収入、支出、購入地域及び購入先	11月 1 か月間
世帯票	世帯、世帯員、住宅・土地等	10月
年収・貯蓄等調査票	年間収入、貯蓄現在高及び借入金残高に関する事項	前年11月～調査年当年10月の1年間（貯蓄、借入金の残高については10月末現在）
個人収支簿	世帯員個人の収入及び支出	10月又は11月 (調査対象によりいずれか1か月間)

注) 家計調査世帯特別調査については、家計調査の調査票（世帯票、年間収入調査票、貯蓄等調査票及び家計簿）に加え、家計調査では調査していない項目について「特別調査票」により補完することで集計に利用する。

II 標本設計の概要

全国家計構造調査における標本設計の基本的な考え方については、前回（2014年）調査の標本設計を活かしつつ、母集団の世帯状況の変化、調査の見直し内容、予算上の制約を踏まえ、家計総合集計体系は前回並みの精度を維持し、所得資産集計体系は前回よりも精度を向上させることを目指した。

1 標本設計の基本方針

全国家計構造調査における母集団の推計には、平成27年国勢調査の結果を用いた。

全国家計構造調査においては、二人以上の世帯と単身世帯の標本配分を見直すとともに、家計調査や全国単身世帯収支実態調査を活用し、次のとおり精度の維持・向上を目指した。

- ・ 全国の詳細な世帯属性別の消費支出について、単身世帯の精度向上を図りつつ、前回調査並の精度を確保すること。
- ・ 都道府県別総世帯の消費支出について、前回調査並の精度を確保すること。
- ・ 都道府県別総世帯の年間収入、貯蓄現在高及び負債現在高について、前回調査より精度向上を図ること。
- ・ 表章対象の市別結果について、引き続き表章可能な精度を確保すること。

表1 国勢調査の世帯数等

調査年	一般世帯数		構成比 (%)			
	(千世帯)	1人	2人以上	総数	1人	2人以上
平成2年(1990年)	40,670	9,390	31,281	100.0	23.1	76.9
平成7年(1995年)	43,900	11,239	32,661	100.0	25.6	74.4
平成12年(2000年)	46,782	12,911	33,871	100.0	27.6	72.4
平成17年(2005年)	49,063	14,457	34,605	100.0	29.5	70.5
平成22年(2010年)	51,842	16,785	35,058	100.0	32.4	67.6
平成27年(2015年)	53,332	18,418	34,914	100.0	34.5	65.5

2 標本抽出の方法

全国家計構造調査のうち基本調査及び簡易調査の標本抽出は、前回調査と同様、市部と郡部に分けて行った。市部では各市の調査単位区を第1次抽出単位、世帯を第2次抽出単位とする層化2段抽出法により調査世帯を抽出した。郡部では、町村を第1次抽出単位、各町村の調査単位区を第2次抽出単位、世帯を第3次抽出単位とする層化3段抽出法により調査世帯を抽出した。なお、市町村構成は平成31年1月1日現在とした。

(1) 調査町村の抽出

地理的配置などを考慮して、調査町村を抽出した。

(2) 調査単位区の抽出

平成27年国勢調査の調査区を抽出フレームとし、市区町村ごとに調査単位区を抽出した。簡易調査の1調査単位区は1つの国勢調査調査区によって、基本調査の1調査単位区は互いに近接する2つの国勢調査調査区によって構成した。

(3) 調査世帯の抽出

調査員が実地踏査して作成した調査単位区の世帯一覧から、二人以上の世帯は10世帯、単身世帯は2世帯を抽出した。

また、家計調査世帯特別調査は、令和元年11月1日現在、家計調査を行っている168市町村のうち以下の単位区の家計調査世帯を対象とした。

- ・ 二人以上の世帯：令和元年6月、7月、8月及び9月に家計調査の単位区更新又は名簿補正を行った一般単位区
- ・ 単身世帯：令和元年9月及び10月に家計調査の単位区更新又は名簿補正を行った一般単位区及び寮・寄宿舍単位区

3 調査単位区数及び調査世帯数の配分

(1) 調査単位区数及び調査世帯数

調査単位区数について、簡易調査は3,638区、基本調査は3,328区とした。

二人以上の世帯について、簡易調査は36,380世帯、基本調査は33,280世帯を配分した。また、単身世帯について、簡易調査は7,276世帯、基本調査は6,656世帯を配分した。

これらの世帯数に加え、家計調査世帯特別調査によって、二人以上の世帯は5,382世帯、単身世帯は497世帯が配分された。なお、全国単身世帯収支実態調査（民間調査機関が保有するモニターを対象とした調査であり、無作為抽出によらない抽出）では、単身世帯が2,829世帯調査された。

(2) 世帯配分

調査世帯数は、全国の市及び都道府県ごとの郡部（町村計）それぞれにおける母集団を考慮し、最低標本数を設定の上で配分した。ただし、基本調査については、家計調査世帯特別調査（基本調査と同等の調査を実施）の調査世帯配分を考慮した配分を行った。

表2 全国家計構造調査（全国消費実態調査）の調査世帯数等

調査年	調査世帯数			構成比 (%)		
	総数	単身	二人以上	総数	単身	二人以上
平成6年（1994年）	59,794	4,690	55,104	100.0	7.8	92.2
平成11年（1999年）	59,794	5,002	54,792	100.0	8.4	91.6
平成16年（2004年）	59,374	5,002	54,372	100.0	8.4	91.6
平成21年（2009年）	56,806	4,402	52,404	100.0	7.7	92.3
平成26年（2014年）	56,352	4,696	51,656	100.0	8.3	91.7
令和元年（2019年）	89,471	14,429	75,042	100.0	16.1	83.9
簡易調査	43,656	7,276	36,380	100.0	16.7	83.3
基本調査	39,936	6,656	33,280	100.0	16.7	83.3
家計調査世帯特別調査	5,879	497	5,382	-	-	-
(参考)						
全国単身世帯 収支実態調査	2,829	2,829	-	-	-	-

Ⅲ 母集団の推計

母集団の推計は、二人以上の世帯と単身世帯に分けて行った。

なお、母集団の推計のために、平成27年国勢調査結果を平成31年1月1日現在の市町村に組み替えて用いた。

1 二人以上の世帯の母集団

平成27年国勢調査結果による二人以上の世帯は、全国の約3491万世帯である。（表3）ただし、次に該当する世帯は、調査対象から除外した。

- ア 料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄宿舍を含む。）を営む併用住宅の世帯
- イ 賄い付きの同居人のいる世帯
- ウ 住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯
- エ 外国人世帯（世帯に日本語での調査票記入ができる者がいない世帯）

2 単身世帯の母集団

(1) 母集団の範囲

母集団は、一人で一戸を構えて暮らしている人、間借りや下宿屋などにおいて一人で生計を維持している人、会社等の独身寮・寄宿舍などに居住している単身者一人一人である。

ただし、次に該当する世帯は、母集団に含めない。なお、二人以上の世帯と同様に、1のア～エに該当する単身世帯は、調査対象から除外した。

- ア 社会施設又は矯正施設の入所者
- イ 自衛隊の営舎内居住者
- ウ 病院、療養所の入院者
- エ 15歳未満の者
- オ 学生

(2) 母集団の大きさ

母集団は、平成27年国勢調査標本基礎資料から、(a)一人の一般世帯、(b)会社等の寮・寄宿舍の単身者（ただし、学生及び社会施設等の入所者を除く。）を合算して推計した。

推計結果は、全国で約1770万世帯である。（表4）

表3 都道府県、人口階級別 二人以上の世帯数

	合計	市部計	(都市階級・人口階級)			
			小都市B		小都市A	
			3～5万未満	3万未満	10～15万未満	5～10万未満
01 北海道	1,529,100	1,247,169	71,502	72,922	105,574	131,446
02 青森県	355,798	276,240	36,797			48,812
03 岩手県	340,808	280,454	29,996	27,113	63,326	80,530
04 宮城県	618,679	523,095	40,502		74,826	124,746
05 秋田県	279,251	253,357	39,388	22,398		103,606
06 山形県	292,276	234,460	49,241	17,846	62,006	38,203
07 福島県	506,666	420,350	40,039		33,049	83,252
08 茨城県	804,086	729,925	105,392	16,513	137,846	241,320
09 栃木県	542,143	476,385	20,769	7,366	108,491	106,690
10 群馬県	550,955	469,705	27,675		32,504	93,316
11 埼玉県	2,063,330	1,919,334			355,276	361,106
12 千葉県	1,761,768	1,702,756	95,777	4,871	142,788	247,290
13 東京都	3,526,259	3,503,190			289,008	187,077
14 神奈川県	2,557,649	2,473,095	25,520		102,414	42,106
15 新潟県	612,868	592,094	70,691	7,511		171,947
16 富山県	288,254	264,186	64,764			38,362
17 石川県	309,832	268,867	22,344	17,838	59,831	46,600
18 福井県	205,373	180,087	8,578	21,388		80,767
19 山梨県	232,831	199,357	71,209	14,232		61,211
20 長野県	580,889	463,455	41,307	13,646	27,596	166,254
21 岐阜県	557,754	472,983	49,211	19,982	73,314	176,172
22 静岡県	1,020,225	956,582	65,007	6,660	177,850	123,403
23 愛知県	2,035,441	1,925,300	50,446		219,541	389,436
24 三重県	507,432	443,778	11,536	15,892	75,637	75,894
25 滋賀県	383,993	364,086	24,231		126,535	116,516
26 京都府	711,417	673,404	18,213	5,307		210,781
27 大阪府	2,447,826	2,395,056			333,962	215,141
28 兵庫県	1,556,061	1,483,082	137,555	6,622	32,189	138,424
29 奈良県	393,249	310,724	27,841	7,639	70,964	100,099
30 和歌山県	276,554	216,476		23,369		88,678
31 鳥取県	152,471	113,600	22,561		40,155	
32 島根県	184,312	164,588	43,649	6,914		15,588
33 岡山県	522,764	491,213	83,207	7,746	27,489	49,970
34 広島県	792,189	741,407	21,024	30,761	73,749	41,937
35 山口県	398,337	381,706	33,694	7,138	113,594	49,794
36 徳島県	206,858	153,428	41,022	7,480		36,431
37 香川県	272,146	228,803	17,924		30,893	63,378
38 愛媛県	392,286	354,278	54,319		65,992	47,058
39 高知県	202,221	163,896	32,068	40,166		
40 福岡県	1,375,811	1,207,387	69,071	22,598	127,893	253,816
41 佐賀県	220,132	182,121	33,393	19,931	32,247	34,005
42 長崎県	380,057	338,489	64,754	21,209	38,267	25,822
43 熊本県	485,337	391,161	32,305	21,943	34,436	103,294
44 大分県	323,963	308,475	38,810	26,316	31,817	78,167
45 宮崎県	313,204	261,286	22,022	11,116	35,275	33,172
46 鹿児島県	464,779	410,435	78,795	38,225	64,329	64,548
47 沖縄県	378,241	293,128	23,987		98,470	86,925
合計	34,913,875	31,904,433	1,958,136	590,658	3,519,133	5,073,090

注1) 平成27年国勢調査結果を平成31年1月1日現在の市町村により組替えている。

注2) 大都市：政令指定都市及び東京都区部、中都市：政令指定都市及び東京都区部を除く人口15万以上100万未満の市

(表3の続き)

中都市						大都市	郡部計
50～100万未満	40～50万未満	30～40万未満	25～30万未満	20～25万未満	15～20万未満		
		97,730	75,404 79,434 79,489	64,838	147,418 46,359	545,173	281,931 79,558 60,354 95,584 25,894
		87,965				283,021	
		184,819	67,164 79,191 74,346	56,832	97,676 89,243		57,816 86,316 74,161 65,758 81,250
143,826		197,626		118,584			
161,178 175,693 155,293	387,677 120,948 236,702	292,226	77,132 68,778 72,557 72,771	203,202 115,960 198,198	192,129 294,715 197,498 152,026 52,127	354,217 276,813 2,368,628 1,643,572 217,047	143,996 59,012 23,069 84,554 20,774
	114,114 122,254		69,354		46,946 52,705 43,892		24,068 40,965 25,286 33,474 117,434
	110,572 110,873	400,652 86,048 96,804	78,146	69,590	43,732 100,412 143,734 100,625	413,660 610,618	84,771 63,643 110,141 63,654 19,907
138,724 150,197	116,847 260,532	319,388 104,181 104,429	156,420 162,396	72,733 66,414	53,523 107,552 104,329	385,580 934,289 424,424	38,013 52,770 72,979 82,525 60,078
	131,009 129,136		76,480	54,257 64,898	50,884 44,180 50,385 101,006	191,792 329,517	38,871 19,724 31,551 50,782 16,631
140,901	116,608	91,662 81,628	68,495		46,008	652,381	53,430 43,343 38,008 38,325 168,424
	119,087 133,365 112,379		69,350	62,545		199,183	38,011 41,568 94,176 15,488 51,918
164,538		83,746			47,322		54,344 85,113
1,230,350	2,322,103	2,334,420	1,426,907	1,213,295	2,406,426	9,829,915	3,009,442

表4 世帯の種類別単身世帯数（全国・市部・郡部、都道府県）

	1人の一般世帯及び20人未満の寮・寄宿舎の単身世帯者及び施設等の世帯人員				20人以上の寮・寄宿舎の単身世帯者及び施設等の世帯人員				単身適格世帯数(A)+(B)
	総数	学生	社会施設等の入所者数	左記欄以外(A)	総数	学生	社会施設等の入所者数	左記欄以外(B)	
全国	18,554,733	738,091	400,082	17,416,560	2,661,603	214,855	2,163,677	283,071	17,699,631
市部	17,457,355	718,521	348,336	16,390,498	2,379,277	198,383	1,925,060	255,834	16,646,332
郡部	1,097,378	19,570	51,746	1,026,062	282,326	16,472	238,617	27,237	1,053,299
01 北海道	936,002	36,919	33,159	865,924	156,569	13,952	135,209	7,408	873,332
02 青森県	161,685	7,313	9,628	144,744	36,074	2,687	31,814	1,573	146,317
03 岩手県	155,119	6,906	8,200	140,013	30,966	3,273	25,629	2,064	142,077
04 宮城県	328,818	23,265	7,164	298,389	41,308	5,265	33,094	2,949	301,338
05 秋田県	113,508	4,337	5,808	103,363	28,439	1,694	25,995	750	104,113
06 山形県	104,717	7,580	4,758	92,379	26,780	1,467	24,856	457	92,836
07 福島県	230,572	6,646	12,594	211,332	40,248	1,794	32,804	5,650	216,982
08 茨城県	320,008	13,962	8,326	297,720	57,394	3,678	46,667	7,049	304,769
09 栃木県	220,461	7,610	5,151	207,700	38,401	2,569	31,201	4,631	212,331
10 群馬県	224,054	8,972	8,079	207,003	43,393	951	37,154	5,288	212,291
11 埼玉県	903,120	28,365	10,875	863,880	120,903	7,297	100,686	12,920	876,800
12 千葉県	836,203	26,246	12,912	797,045	111,363	6,882	84,246	20,235	817,280
13 東京都	3,153,270	103,806	20,269	3,029,195	211,276	33,827	144,589	32,860	3,062,055
14 神奈川県	1,414,110	43,087	28,606	1,342,417	153,652	9,528	121,344	22,780	1,365,197
15 新潟県	238,431	16,553	6,546	215,332	53,211	3,535	47,577	2,099	217,431
16 富山県	104,397	5,170	3,694	95,533	24,214	1,226	21,538	1,450	96,983
17 石川県	145,900	13,043	4,300	128,557	30,761	2,959	26,522	1,280	129,837
18 福井県	74,902	3,732	2,502	68,668	18,452	1,275	15,748	1,429	70,097
19 山梨県	99,050	7,104	2,068	89,878	18,288	2,698	14,891	699	90,577
20 長野県	229,116	10,507	7,835	210,774	43,550	3,430	36,573	3,547	214,321
21 岐阜県	198,991	8,408	7,249	183,334	34,858	2,298	29,559	3,001	186,335
22 静岡県	408,159	13,534	8,629	385,996	74,556	3,891	62,490	8,175	394,171
23 愛知県	994,086	33,163	15,870	945,053	146,656	7,142	92,640	46,874	991,927
24 三重県	210,640	4,420	4,862	201,358	39,861	2,214	31,642	6,005	207,363
25 滋賀県	151,684	8,779	3,513	139,392	22,380	1,294	16,409	4,677	144,069
26 京都府	442,282	44,585	4,758	392,939	49,581	6,043	40,605	2,933	395,872
27 大阪府	1,475,257	41,203	15,883	1,418,171	146,828	6,105	129,073	11,650	1,429,821
28 兵庫県	751,111	23,002	9,129	718,980	108,140	6,417	86,739	14,984	733,964
29 奈良県	138,570	4,672	3,442	130,486	26,678	3,774	21,858	1,046	131,502
30 和歌山県	118,078	2,399	3,762	111,917	21,074	1,250	18,959	865	112,782
31 鳥取県	66,484	4,625	3,010	58,849	15,531	1,169	13,914	448	59,297
32 島根県	83,248	4,873	3,692	74,683	21,598	2,379	18,557	662	75,345
33 岡山県	253,328	18,233	8,076	227,019	45,682	4,942	36,915	3,825	230,844
34 広島県	417,548	22,335	9,432	385,781	69,842	4,444	55,755	9,643	395,424
35 山口県	201,728	10,679	5,914	185,135	45,721	3,017	39,015	3,689	188,824
36 徳島県	101,247	5,279	3,767	92,201	22,972	1,404	20,875	693	92,894
37 香川県	127,365	4,462	3,623	119,280	25,608	2,364	21,396	1,848	121,128
38 愛媛県	201,980	7,735	6,639	187,606	34,592	2,837	28,558	3,197	190,803
39 高知県	120,024	4,887	3,947	111,190	23,659	2,901	20,508	250	111,440
40 福岡県	830,862	40,923	17,123	772,816	131,317	12,348	110,922	8,047	780,863
41 佐賀県	85,011	3,784	5,657	75,570	23,696	2,228	19,836	1,632	77,202
42 長崎県	185,579	8,813	9,917	166,849	45,688	3,443	39,183	3,062	169,911
43 熊本県	225,983	10,919	10,210	204,854	49,399	4,501	43,026	1,872	206,726
44 大分県	165,444	7,570	6,530	151,344	36,369	3,376	30,546	2,447	153,791
45 宮崎県	154,385	5,863	6,656	141,866	31,864	3,355	27,647	862	142,728
46 鹿児島県	267,909	7,142	11,945	248,822	50,695	6,738	41,634	2,323	251,145
47 沖縄県	184,307	4,681	4,373	175,253	31,516	2,994	27,279	1,243	176,496

注1) 平成27年国勢調査結果を平成31年1月1日現在の市町村により組替えている。

注2) 大都市：政令指定都市及び東京都区部、中都市：政令指定都市及び東京都区部を除く人口15万以上100万未満の市

IV 標本抽出の方法

「II 標本設計の概要」の「1 標本設計の基本方針」に示した結果精度確保の方針を踏まえ、以下のとおり市町村への標本配分を行った。さらに、以下の手順に従い、調査市町村において調査単位区や調査世帯の選定を行った。

1 標本抽出

(1) 調査世帯数の配分

ア 調査世帯数の基本配分

簡易調査について、次のとおりの最低標本数を設定の上、調査世帯数を市町村別に配分する。ただし、東京都区部は1市とみなした。

調査員の事務量を均一化するため、簡易調査及び基本調査において、1調査区当たりの調査世帯数を、二人以上の世帯は10世帯、単身世帯は2世帯に固定（単身世帯の調査単位区は、実査の便宜上、二人以上の世帯の調査単位区とした。）することとし、市町村別の調査世帯数が各世帯数の倍数になるように端数を調整した。なお、前回調査においては、1調査区当たりの調査世帯数を、二人以上の世帯は11世帯、単身世帯は1世帯としていた。

【最低標本数の設定】

都道府県・・・・・・・・・・・・・・・・二人以上の世帯 550 世帯、単身世帯 110 世帯
政令指定都市・都道府県庁所在市・二人以上の世帯 120 世帯、単身世帯 24 世帯
15 万以上市（市別表章の対象）・・二人以上の世帯 90 世帯、単身世帯 18 世帯
県内経済圏（原則）・・・・・・・・二人以上の世帯 90 世帯、単身世帯 18 世帯
15 万未満市町村・・・・・・・・二人以上の世帯 20 世帯、単身世帯 4 世帯

イ 基本調査における配分調整

基本調査は、原則として簡易調査と同数程度を調査した。ただし、先に配分が確定している家計調査世帯特別調査世帯の分は必ずしも基本調査世帯を選定する必要がないため、次のとおり調整した。

【基本調査の配分調整（二人以上の世帯）】

- ・政令指定都市・都道府県庁所在市

家計調査と同数程度を基本調査において別途調査した。これにより、基本調査だけ（購入先・購入形態別結果）でも高い精度で市別結果を表章可能とした。

- ・人口 15 万以上市のうち家計調査の調査市

基本調査において二人以上の世帯 60 世帯を別途調査した。家計調査と合わせた

集計による市別表章を原則とするが、基本調査だけでも参考表章が可能となる世帯数とした。

- 人口5万以上15万未満市（市別表章は行わない）
基本調査は原則調査せず、家計調査の調査世帯により集計した。
- 人口5万未満市のうち家計調査の調査市（市別表章は行わない）
基本調査において二人以上の世帯10世帯を別途調査した。
- 町村（町村別表章は行わない）
同一層内に家計調査の調査町村がある場合は、基本調査は原則調査せず、家計調査の調査世帯により集計した。

例) 青森県の調査世帯数

	簡易調査		基本調査		家計調査 世帯特別調査	
	二人以上の世帯	単身世帯	二人以上の世帯	単身世帯	二人以上の世帯	単身世帯
青森県計	550	110	510	102	78	7
都道府県庁所在市（青森市）	120	24	100	20	60	5
人口15万以上市（2市計）	180	36	160	32	18	2
弘前市	90	18	90	18	-	-
八戸市	90	18	70	14	18	2
人口5万以上15万未満の市（3市計）	60	12	60	12	-	-
五所川原市、十和田市、むつ市	20	4	20	4	-	-
人口5万未満の市（4市計）	80	16	80	16	-	-
黒石市、三沢市、つがる市、平川市	20	4	20	4	-	-
町村（6町村計）	110	22	110	22	-	-
東津軽郡蓬田村	10	2	10	2	-	-
上記以外の町村	20	4	20	4	-	-

※ 調査世帯数の詳細は、「市区町村別調査世帯数」を参照

(<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/zuhyou/chosasetai0518.xlsx>)

ウ 調査町村数の決定

アにおいて各都道府県の郡部に一括配分された世帯数を、1調査単位区当たりの調査世帯数である10で除し、調査単位区数を算出した。

エ 配分結果

以上の配分により、二人以上の世帯について、市部の全793市に、簡易調査は32,090世帯（3,209調査単位区）、基本調査は29,200世帯（2,920調査単位区）を配分した。また、郡部の215町村に、簡易調査は4,290世帯（429調査単位区）、基本調査は4,080世帯（408調査単位区）を配分した。よって、二人以上の世帯について、全国では、簡易調査は合計36,380世帯（3,638調査単位区）、基本調査は合計33,280世帯（3,328調査単位区）を配分する。なお、二人以上の世帯について、家計調査世帯特別調査は全国で5,382世帯を配分した。（表5～表8）

表5 都市・人口階級別 調査単位区数及び抽出率

都市階級	人口階級	市町村数	二人以上の世帯数		単身世帯数		簡易調査					
			(A)	構成比 全国=100%	(A')	構成比 全国=100%	1 調査市町村当たり配分数			総配分数		
							調査 単位区数	調査世帯数		調査 単位区数	調査世帯数	
全国		1,719	34,913,875	100.0	17,699,631	100.0		2.1	21.2		4.2	3,638
市部計		793	31,904,433	91.4	16,646,332	94.0	4.0	40.5	8.1	3,209	32,090	6,418
小都市B	3～5万未満	181	1,958,136	5.6	710,638	4.0	2.2	21.8	4.4	395	3,950	790
	3万未満	91	590,658	1.7	247,470	1.4	2.2	22.0	4.4	200	2,000	400
小都市A	10～15万未満	102	3,519,133	10.1	1,513,150	8.5	2.6	26.1	5.2	266	2,660	532
	5～10万未満	260	5,073,090	14.5	1,865,678	10.5	2.2	22.4	4.5	583	5,830	1,166
中都市	50～100万未満	8	1,230,350	3.5	656,796	3.7	11.0	110.0	22.0	88	880	176
	40～50万未満	19	2,322,103	6.7	1,181,778	6.7	12.3	122.6	24.5	233	2,330	466
	30～40万未満	24	2,334,420	6.7	1,073,317	6.1	11.3	113.3	22.7	272	2,720	544
	25～30万未満	19	1,426,907	4.1	684,466	3.9	12.0	120.0	24.0	228	2,280	456
	20～25万未満	19	1,213,295	3.5	560,024	3.2	10.2	102.1	20.4	194	1,940	388
	15～20万未満	49	2,406,426	6.9	1,058,473	6.0	9.4	94.1	18.8	461	4,610	922
大都市		21	9,829,915	28.2	7,094,542	40.1	13.8	137.6	27.5	289	2,890	578
郡部計		926	3,009,442	8.6	1,053,299	6.0	2.0	20.0	4.0	429	4,290	858

都市階級	人口階級	市町村数	基本調査						家計調査世帯特別調査	
			1 調査市町村当たり配分数			総配分数			総配分数	
			調査 単位区数	調査世帯数		調査 単位区数	調査世帯数		調査世帯数	
全国		1,719		1.9	19.4		3.9	3,339	33,280	6,656
市部計		793	3.7	36.8	7.4	2,931	29,200	5,840	5,238	485
小都市B	3～5万未満	181	2.1	20.7	4.1	375	3,750	750	138	11
	3万未満	91	2.1	21.3	4.3	194	1,940	388	60	5
小都市A	10～15万未満	102	2.3	23.1	4.6	236	2,360	472	228	21
	5～10万未満	260	2.0	20.2	4.0	527	5,250	1,050	480	37
中都市	50～100万未満	8	9.3	88.8	17.8	74	710	142	282	24
	40～50万未満	19	10.5	104.7	20.9	199	1,990	398	540	44
	30～40万未満	24	9.7	96.7	19.3	232	2,320	464	672	55
	25～30万未満	19	10.5	103.2	20.6	199	1,960	392	600	52
	20～25万未満	19	9.5	94.7	18.9	180	1,800	360	168	14
	15～20万未満	49	8.7	86.3	17.3	426	4,230	846	450	38
大都市		21	13.8	137.6	27.5	289	2,890	578	1,620	184
郡部計		926	1.9	19.0	3.8	408	4,080	816	144	12

都市階級	人口階級	市町村数	抽出率			
			所得資産集計体系		家計総合集計体系	
			二人以上の世帯 (A) ÷ {(B)+(C)+(D)}	単身世帯 (A') ÷ {(B')+(C')+(D')}	二人以上の世帯 (A) ÷ {(C)+(D)}	単身世帯 (A) ÷ {(C')+(D')}
全国		1,719	465.3	1,226.7	903.1	2,474.4
市部計		793	479.6	1,306.3	926.4	2,631.8
小都市B	3～5万未満	181	249.8	458.2	503.6	933.8
	3万未満	91	147.7	312.1	295.3	629.7
小都市A	10～15万未満	102	670.6	1,476.2	1,359.8	3,069.3
	5～10万未満	260	438.8	828.1	885.4	1,716.4
中都市	50～100万未満	8	657.2	1,920.5	1,240.3	3,956.6
	40～50万未満	19	477.8	1,301.5	917.8	2,673.7
	30～40万未満	24	408.7	1,009.7	780.2	2,068.0
	25～30万未満	19	294.8	760.5	557.4	1,541.6
	20～25万未満	19	310.5	734.9	616.5	1,497.4
	15～20万未満	49	259.0	586.1	514.2	1,197.4
大都市		21	1,328.4	5,294.4	2,179.6	9,310.4
郡部計		926	353.5	624.7	712.5	1,272.1

注) 市部の調査市数は「市町村数」欄と同じ。郡部(町村)の調査町村数は125(表4)

表6 都道府県・人口階級別 調査市町村数及び調査単位区数（簡易調査）

都道府県	調査市町村数 a 合計	調査単位区数 b 合計	市部		小都市B				小都市A			
			a	b	3～5万未満		3万未満		10～15万未満		5～10万未満	
					a	b	a	b	a	b	a	b
01 北海道	54	149	35	112	6	12	14	25	3	6	6	12
02 青森県	16	55	10	44	4	8					3	6
03 岩手県	19	55	14	45	3	6	4	8	2	4	4	8
04 宮城県	20	55	14	43	4	8			2	6	7	14
05 秋田県	15	55	13	51	4	8	3	6			5	16
06 山形県	18	55	13	47	5	12	3	6	2	6	2	4
07 福島県	19	60	13	48	4	8			1	2	5	10
08 茨城県	37	103	32	93	9	18	2	4	4	8	13	26
09 栃木県	17	56	14	50	2	4	1	2	3	6	5	10
10 群馬県	18	64	12	53	2	4			1	2	5	10
11 埼玉県	51	189	40	167					10	20	18	36
12 千葉県	41	169	37	161	8	16	1	2	4	8	12	24
13 東京都	29	160	27	156					8	16	9	18
14 神奈川県	25	142	19	131	2	4			3	6	2	4
15 新潟県	21	66	20	64	7	14	1	2			9	18
16 富山県	12	55	10	52	6	13					2	6
17 石川県	13	55	11	51	2	4	3	10	2	5	3	9
18 福井県	11	55	9	51	1	4	3	8			4	15
19 山梨県	19	55	13	39	7	14	2	4			3	8
20 長野県	26	73	19	60	4	8	2	4	1	2	9	18
21 岐阜県	26	67	21	57	5	10	3	6	2	4	9	18
22 静岡県	27	95	23	87	6	12	1	2	5	10	6	12
23 愛知県	45	156	38	142	4	8			6	12	19	38
24 三重県	19	67	14	57	1	2	3	6	2	4	4	8
25 滋賀県	16	55	13	49	2	4			4	20	6	13
26 京都府	17	59	15	55	2	4	1	3			10	27
27 大阪府	37	164	33	156					10	20	11	22
28 兵庫県	34	134	29	124	12	24	1	2	1	2	6	12
29 奈良県	18	55	12	43	3	6	1	2	2	8	5	15
30 和歌山県	13	55	9	47			3	10			5	19
31 鳥取県	7	55	4	49	2	11			1	17		
32 島根県	13	55	8	41	4	8	1	2			1	2
33 岡山県	17	55	15	51	8	16	1	2	1	2	3	6
34 広島県	17	65	14	59	2	4	4	8	2	4	2	4
35 山口県	14	55	13	53	3	6	1	2	3	10	3	6
36 徳島県	12	55	8	47	4	10	1	4			2	8
37 香川県	11	55	8	49	2	4			1	6	4	14
38 愛媛県	13	55	11	51	5	10			2	6	2	4
39 高知県	14	55	11	49	3	9	7	14				
40 福岡県	40	107	29	85	6	12	3	6	4	8	13	26
41 佐賀県	12	55	10	51	3	9	3	8	1	6	2	7
42 長崎県	15	63	13	59	6	24	3	12	1	2	1	2
43 熊本県	21	55	14	41	3	6	3	6	1	2	6	14
44 大分県	15	55	14	52	4	8	4	8	1	6	4	13
45 宮崎県	14	55	9	47	2	4	2	4	1	8	2	4
46 鹿児島県	23	55	19	47	7	14	6	12	2	4	3	6
47 沖縄県	17	55	11	43	2	5			3	8	5	11
合計	1,008	3,638	793	3,209	181	395	91	200	102	266	260	583

注1) a欄は調査市町村数、b欄は割当て調査単位区数である。

注2) 二人以上の世帯については1調査単位区当たり10世帯、単身世帯については1調査区当たり2世帯を調査

注3) 大都市：政令指定都市及び東京都区部、中都市：政令指定都市及び東京都区部を除く人口15万以上100万未満の市

(表6 続き)

中都市												大都市		郡部		調査世帯数	
50～100万未満		40～50万未満		30～40万未満		25～30万未満		20～25万未満		15～20万未満		a	b	a	b	二人以上の世帯	単身世帯
a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b		
				1	9	1	9			3	27	1	12	19	37	1,490	298
						1	12	1	9	1	9			6	11	550	110
						1	19							5	10	550	110
												1	15	6	12	550	110
				1	21									2	4	550	110
						1	19							5	8	550	110
				2	18	1	10							6	12	600	120
						1	10	1	9	2	18			5	10	1,030	206
1	10			2	19			2	18	2	18			3	6	560	112
														6	11	640	128
1	9			3	27			3	27	4	36	1	12	11	22	1,890	378
1	9	3	27			1	9			6	54	1	12	4	8	1,690	338
1	9	1	9			1	9	2	18	4	36	1	41	2	4	1,600	320
		2	18			1	9	3	27	3	27	3	36	6	11	1,420	284
						1	9			1	9	1	12	1	2	660	132
		1	22							1	11			2	3	550	110
		1	23											2	4	550	110
						1	24							2	4	550	110
				1	10			1	9	1	13			6	16	550	110
										1	9			7	13	730	146
		1	10					1	9	1	9			5	10	670	134
										2	18	2	24	4	8	950	190
		1	9	4	36			1	9	3	27	1	12	7	14	1,560	312
				1	9	1	10			2	18			5	10	670	134
				1	12									3	6	550	110
1	9	1	9	3	27	2	18	1	9	1	9	1	12	2	4	590	118
1	9	2	18			2	18	1	9	2	18	2	24	4	8	1,640	328
				1	12									5	10	1,340	268
				1	18									6	12	550	110
														4	8	550	110
								1	20	1	21			3	6	550	110
		1	9							1	9			5	14	550	110
		1	9					1	9	1	9	1	16	2	4	550	110
						1	9			2	20	1	12	3	6	650	130
														1	2	550	110
1	22	1	25			1	25							4	8	550	110
										1	9			3	6	550	110
				1	26									2	4	550	110
				1	9									3	6	550	110
												2	24	11	22	1,070	214
		1	10			1	9	1	21					2	4	550	110
														2	4	630	126
		1	17									1	13	7	14	550	110
		1	18							1	9			1	3	550	110
														5	8	550	110
1	11													4	8	550	110
				1	19									6	12	550	110
8	88	19	233	24	272	19	228	19	194	49	461	21	289	215	429	36,380	7,276

表7 都道府県・人口階級別 調査市町村数及び調査単位区数（基本調査）

都道府県	調査市町村数 a 合計	調査単位区数 b 合計	市部		小都市B				小都市A			
			a	b	3～5万未満		3万未満		10～15万未満		5～10万未満	
					a	b	a	b	a	b	a	b
01 北海道	54	133	35	97	6	11	14	23	3	4	6	8
02 青森県	16	51	10	40	4	8					3	6
03 岩手県	19	47	14	37	3	5	4	8	2	2	4	8
04 宮城県	20	51	14	41	4	8			2	4	7	14
05 秋田県	15	48	13	44	4	8	3	6			5	14
06 山形県	18	48	13	40	5	11	3	6	2	4	2	4
07 福島県	19	56	13	45	4	8			1	2	5	10
08 茨城県	37	99	32	89	9	17	2	4	4	8	13	26
09 栃木県	17	52	14	47	2	4	1	2	3	6	5	10
10 群馬県	18	61	12	51	2	4			1	2	5	8
11 埼玉県	51	176	40	154					10	20	18	32
12 千葉県	41	159	37	151	8	16	1	2	4	6	12	22
13 東京都	29	160	27	156					8	16	9	18
14 神奈川県	25	134	19	123	2	3			3	2	2	4
15 新潟県	21	62	20	60	7	13	1	2			9	18
16 富山県	12	47	10	44	6	11					2	4
17 石川県	13	48	11	44	2	4	3	9	2	5	3	7
18 福井県	11	48	9	44	1	4	3	8			4	13
19 山梨県	19	50	13	36	7	14	2	4			3	8
20 長野県	26	68	19	55	4	8	2	4	1	2	9	16
21 岐阜県	26	63	21	54	5	9	3	6	2	4	9	16
22 静岡県	27	94	23	86	6	11	1	2	5	10	6	12
23 愛知県	45	144	38	130	4	7			6	12	19	32
24 三重県	19	64	14	54	1	2	3	6	2	4	4	8
25 滋賀県	16	52	13	47	2	4			4	20	6	13
26 京都府	17	55	15	51	2	4	1	3			10	23
27 大阪府	37	154	33	146					10	16	11	22
28 兵庫県	34	122	29	112	12	23	1	2	1	2	6	10
29 奈良県	18	52	12	40	3	5	1	2	2	8	5	15
30 和歌山県	13	47	9	39			3	9			5	17
31 鳥取県	7	50	4	44	2	10			1	17		
32 島根県	13	49	8	36	4	8	1	1			1	2
33 岡山県	17	51	15	48	8	15	1	2	1	0	3	6
34 広島県	17	59	14	54	2	4	4	8	2	4	2	2
35 山口県	14	49	13	47	3	6	1	2	3	10	3	4
36 徳島県	12	49	8	42	4	9	1	4			2	8
37 香川県	11	48	8	42	2	4			1	4	4	14
38 愛媛県	13	47	11	43	5	9			2	6	2	4
39 高知県	14	48	11	43	3	9	7	13				
40 福岡県	40	100	29	79	6	12	3	6	4	8	13	20
41 佐賀県	12	48	10	44	3	9	3	8	1	4	2	7
42 長崎県	15	59	13	56	6	24	3	12	1	2	1	2
43 熊本県	21	52	14	39	3	6	3	6	1	0	6	14
44 大分県	15	47	14	44	4	7	4	8	1	6	4	11
45 宮崎県	14	48	9	41	2	4	2	4	1	6	2	4
46 鹿児島県	23	51	19	43	7	13	6	12	2	4	3	4
47 沖縄県	17	39	11	29	2	4			3	6	5	7
合計	1,008	3,339	793	2,931	181	375	91	194	102	236	260	527

注1) a欄は調査市町村数、b欄は割当て調査単位区数である。

注2) 二人以上の世帯については原則1調査単位区当たり10世帯、単身世帯については1調査区当たり2世帯を調査する。

ただし、家計調査世帯特別調査との関係で調整する。

注3) 大都市：政令指定都市及び東京都区部、中都市：政令指定都市及び東京都区部を除く人口15万以上100万未満の市

(表7 続き)

中都市												大都市		郡部		調査世帯数	
50～100万未満		40～50万未満		30～40万未満		25～30万未満		20～25万未満		15～20万未満						二人以上の世帯	単身世帯
a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b		
				1	6	1	6			3	27	1	12	19	36	1,330	266
						1	10	1	7	1	9			6	11	510	102
						1	14							5	10	470	94
				1	16							1	15	6	10	510	102
														2	4	480	96
				2	15	1	15							5	8	480	96
				1	10	1	10	1	9	2	15			6	11	560	112
1	10			2	19	1	10	2	18	2	15			5	10	990	198
				2	19			2	18					3	5	520	104
														6	10	610	122
1	6			3	24			3	27	4	33	1	12	11	22	1,760	352
1	9	3	27			1	9			6	48	1	12	4	8	1,590	318
1	9	1	9			1	9	2	18	4	36	1	41	2	4	1,490	298
		2	15			1	9	3	27	3	27	3	36	6	11	1,340	268
						1	6			1	9	1	12	1	2	620	124
		1	18							1	11			2	3	470	94
		1	19											2	4	480	96
						1	19							2	4	480	96
				1	10			1	6	1	10			6	14	500	100
								1	6	1	9			7	13	680	136
		1	10							1	9			5	9	630	126
								1	9	2	18	2	24	4	8	940	188
		1	9	4	31					3	27	1	12	7	14	1,440	288
				1	9	1	10			2	15			5	10	640	128
				1	10									3	5	520	104
1	6	1	6	3	27	2	18	1	9	1	9	1	12	2	4	550	110
1	6	2	15			2	18	1	9	2	18	2	24	4	8	1,540	308
				1	10									5	10	1,220	244
				1	13									6	12	520	104
														4	8	470	94
		1	9					1	16	1	17			3	6	500	100
		1	6							1	9			5	13	490	98
								1	9	1	9	1	16	2	3	510	102
						1	9			1	9	1	12	3	5	590	118
								1	9	2	16			1	2	490	98
1	18	1	20			1	21							4	7	490	98
														3	6	480	96
				1	21					1	6			2	4	470	94
				1	9							2	24	3	5	480	96
														11	21	1,000	200
		1	10			1	6	1	16					2	4	480	96
														2	3	590	118
		1	12									1	13	7	13	520	104
		1	14							1	9			1	3	470	94
1	10													5	7	480	96
				1	12									4	8	510	102
														6	10	390	78
8	74	19	199	24	232	19	199	19	180	49	426	21	289	215	408	33,280	6,656

表8 都道府県・人口階級別 調査市町村数（家計調査世帯特別調査）

都道府県	調査市町村数	市部	小都市			
			小都市B		小都市A	
			3～5万未満	3万未満	10～15万未満	5～10万未満
01 北海道	10	9	1	2	1	2
02 青森県	2	2				
03 岩手県	3	3	1		1	
04 宮城県	4	2			1	
05 秋田県	2	2				1
06 山形県	3	3	1		1	
07 福島県	3	2				
08 茨城県	3	3	1			
09 栃木県	3	2				
10 群馬県	3	2				1
11 埼玉県	6	6				2
12 千葉県	5	5			1	1
13 東京都	5	5				1
14 神奈川県	7	7	1		2	
15 新潟県	3	3	1			
16 富山県	3	3	1			1
17 石川県	3	3		1		1
18 福井県	2	2				1
19 山梨県	2	1				
20 長野県	4	3				1
21 岐阜県	4	3	1			1
22 静岡県	3	3	1			
23 愛知県	7	7	1			3
24 三重県	2	2				
25 滋賀県	2	1				
26 京都府	3	3				2
27 大阪府	6	6			2	
28 兵庫県	6	6	1			1
29 奈良県	2	2	1			
30 和歌山県	3	3		1		1
31 鳥取県	2	2	1			
32 島根県	2	2		1		
33 岡山県	3	3	1		1	
34 広島県	4	3				1
35 山口県	3	3				1
36 徳島県	2	2	1			
37 香川県	2	2			1	
38 愛媛県	3	3	1			
39 高知県	2	2		1		
40 福岡県	6	5				3
41 佐賀県	2	2			1	
42 長崎県	3	2				
43 熊本県	3	2			1	
44 大分県	3	3	1			1
45 宮崎県	3	2			1	
46 鹿児島県	3	3	1			1
47 沖縄県	8	6	1		1	3
合計	168	151	19	6	15	30

注) 大都市：政令指定都市及び東京都区部、中都市：政令指定都市及び東京都区部を除く人口15万以上100万未満の市

(表8 続き)

中都市						大都市	郡部	調査世帯数	
50～100万未満	40～50万未満	30～40万未満	25～30万未満	20～25万未満	15～20万未満			二人以上の世帯	単身世帯
		1	1			1	1	186	22
			1		1			78	7
			1					90	8
						1	2	102	9
		1						78	6
			1					84	7
		1	1				1	96	8
1			1			1		96	8
		1					1	96	8
							1	90	8
1		1				1		168	14
						2		150	18
1			1			1		360	42
	1						3	294	30
			1				1	96	9
	1							90	6
	1							84	7
			1					84	8
					1		1	78	7
		1					1	114	9
	1							96	8
						2		138	12
		2				1		174	15
			1			1		90	7
		1					1	72	6
1	1					1		96	8
	1					2		228	24
1	1				1	1		162	19
		1						66	5
		1						90	8
					1			66	5
				1				72	6
	1					1		90	8
							1	114	9
					2			102	9
	1		1					66	6
								84	7
1	1				1			90	7
		1						78	6
						2	1	186	22
				1				78	7
	1		1				1	96	8
						1	1	84	7
	1							96	8
	1						1	84	7
1								90	7
		1					2	180	15
7	11	13	12	4	13	21	17	5,382	497

(2) 調査町村の選定

平成31年1月1日現在の全国926町村を、都道府県ごとに県内経済圏コード順の町村リストで、上記(1)ウにおいて決定した調査町村数と同数のグループに分け、二人以上の世帯数に比例した確率比例抽出法により、原則として1グループから1町村を抽出した。(表9)

ア 町村のグループ化

町村のグループ化は、都道府県ごとに行った。まず、各都道府県内の全町村を県内経済圏コード順に配列してリストを作成し、町村ごとに二人以上の世帯の累計値を求めた。また、全ての町村の二人以上の世帯数を調査町村数で割った値を抽出間隔とした。グループは、リストの配列順に世帯数なるべく均一に、また1つのグループから複数の町村が抽出されないように、以下の条件を満たした町村までを順次グループに含めることで構成した。

【条件】

$$\begin{aligned} & (\text{グループ構成済町村の累積世帯数}) + (\text{当該町村の世帯数}) \times 0.5 \\ & > \text{抽出間隔} \times (\text{構成済グループ数} + 1) \end{aligned}$$

イ 他調査との調査町村の重複排除のための情報の付与

調査町村の負担軽減を考慮して前回調査の調査町村は原則抽出から排除することとし、上記アのリストにおいて前回調査の調査町村には*印を、また家計調査世帯特別調査を実施することに伴い、家計調査の調査町村には×印を付与した。

ウ 調査町村の抽出

調査町村の抽出は、抽出間隔の値を最大とする乱数を得て、その値を抽出起番号とし、抽出間隔ごとに選定した。

原則として、最初の抽出で選定した町村を調査町村とした。ただし、以下のような理由により、グループの統合や再抽出など必要な調整を行った。

- ・上記イの重複排除によりグループ内に選定できる町村がない。
- ・県内経済圏ごとに一定の調査世帯数を確保することができない。

※ 県内経済圏の詳細は、「都道府県内経済圏別市町村一覧」を参照

(<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/zuhyou/keizaiken.xlsx>)

例) 調査町村選定用リスト

市区町村 コード	町村名	県内 経済圏 コード	二人以上 の世帯数	層内 累積 世帯数	重複排除		選定 町村	グループ	
					前回 調査	家計 調査			
99304	e 町	A	2,990	2,990	*		○	1	
99341	f 町	B	5,073	8,063					
99343	g 町	B	1,361	9,424					
99344	h 町	B	981	10,405					
99361	i 町	C	2,404	2,404	*			2	2と3を 統合 (グループ2の町 村は重複により 選定不可のため)
99362	j 町	C	7,411	9,815		×			
99366	l 町	C	2,905	2,905	*		○	3	
99381	m 村	C	2,039	4,944					
99382	n 町	C	1,792	6,736					
99383	o 町	C	2,170	8,906		×			
99390	p 町	C	3,651	12,557			○		
99391	q 村	C	2,258	2,258	*		○	4	
99392	r 町	D	3,561	5,819					
99401	s 町	D	1,393	7,212	*				
99404	t 町	D	4,286	11,498					
99406	u 町	D	6,463	6,463			○	5	
99421	v 村	E	947	7,410					
99422	w 町	E	977	8,387					
99424	x 町	E	5,515	5,515	*		○	6	
99427	y 町	E	5,237	10,752					
99428	z 町	E	167	10,919					

表9 都道府県別 グループ数及び調査町村数

	グループ 数	調査町村数			グループ 数	調査町村数			グループ 数	調査町村数	
		全国家計 構造調査	家計 調査			全国家計 構造調査	家計 調査			全国家計 構造調査	家計 調査
01 北海道	19	19	1	17 石川県	2	2	0	33 岡山県	2	2	0
02 青森県	6	6	0	18 福井県	2	2	0	34 広島県	3	3	1
03 岩手県	5	5	0	19 山梨県	6	6	1	35 山口県	1	1	0
04 宮城県	6	6	2	20 長野県	7	7	1	36 徳島県	4	4	0
05 秋田県	2	2	0	21 岐阜県	5	5	1	37 香川県	3	3	0
06 山形県	4	5	0	22 静岡県	4	4	0	38 愛媛県	2	2	0
07 福島県	6	6	1	23 愛知県	7	7	0	39 高知県	3	3	0
08 茨城県	5	5	0	24 三重県	5	5	0	40 福岡県	11	11	1
09 栃木県	3	3	1	25 滋賀県	2	3	1	41 佐賀県	2	2	0
10 群馬県	6	6	1	26 京都府	2	2	0	42 長崎県	2	2	1
11 埼玉県	11	11	0	27 大阪府	4	4	0	43 熊本県	7	7	1
12 千葉県	4	4	0	28 兵庫県	5	5	0	44 大分県	1	1	0
13 東京都	2	2	0	29 奈良県	6	6	0	45 宮崎県	4	5	1
14 神奈川県	6	6	0	30 和歌山県	4	4	0	46 鹿児島県	4	4	0
15 新潟県	1	1	0	31 鳥取県	3	3	0	47 沖縄県	6	6	2
16 富山県	2	2	0	32 島根県	5	5	0	全国	212	215	17

(3) 調査単位区の設定

2019年（令和元年）調査について、基本調査及び簡易調査の調査単位区は独立に選定を行った。簡易調査の1調査単位区は国勢調査の1調査区から構成し、基本調査の1調査単位区は国勢調査の2調査区から構成した。ただし、1人の調査員が基本調査1調査単位区と簡易調査1調査単位区の両方を調査することが可能となるよう、両調査単位区間の距離が離れすぎないように配慮した。

簡易調査において調査区（単に「調査区」と表記した場合、国勢調査の調査区を意味する。以下同様。）を抽出する際は、二人以上の世帯数を用いた確率比例抽出を用いた。次に簡易調査において調査単位区として抽出した調査区を基準とし、指定する条件を満たす調査区の中から基本調査の調査区を抽出した。基本調査の調査単位区の設定の際は、2調査区のうちまずは基礎となる1調査区（以下「原抽出調査区」という。）に隣接又は近接している調査区の中から、残りの1調査区（以下「合併調査区」という。）を抽出した。

ア 調査区の配列（調査区情報リスト）

前回調査と同様、報告者負担軽減を考慮した他調査（労働力調査や消費動向調査等）と重複する調査区、へき地や別荘地に該当する調査区、二人以上の世帯が一定数未満の調査区を除外した。

次に、調査市区町村内の調査区を人口集中地区、準人口集中地区及び非人口集中地区に分け、それぞれ調査区地図番号、調査区番号の昇順に配列した。

イ 簡易調査の調査区抽出

抽出間隔は、各調査市区町村における二人以上の世帯総数を、配分した調査単位区数で除して求めた。次に、抽出間隔未満の自然数の乱数を取り、これを抽出起番号として、順次抽出間隔を加えて、調査単位区の数だけ抽出番号を求めた。この際、上記アの除外調査区は避けて抽出した。

抽出した調査区に隣接する調査区の中から、最も近い調査区を3つ抽出し、予備調査区とした。

ウ 基本調査の調査区抽出

(ア) 原抽出調査区

基本調査は、簡易調査において調査単位区とした調査区を基準として、条件1を全て満たす調査区の中から、簡易調査と同数の原抽出調査区を抽出した。ただし、家計調査世帯特別調査との調整により、基本調査の調査単位区数が簡易調査の調査単位区数を下回る場合は、その分の原抽出調査区は抽出しない。

【条件 1】

- ・ 簡易調査と同一市区町村内の調査区であること。
- ・ 簡易調査の予備調査区に該当しないこと。
- ・ 人口集中地区は、簡易調査区の中心座標（X, Y）に対し、中心座標が「X ± 約 150m, Y ± 約 150m」の範囲で無作為抽出する。その範囲で抽出できない場合は、「X ± 約 300m, Y ± 約 300m」、「X ± 約 500m, Y ± 約 500m」の順に対象範囲を拡大して抽出する。
- ・ 非人口集中地区は、簡易調査区の中心座標（X, Y）に対し、中心座標が「X ± 約 500m, Y ± 約 500m」の範囲で無作為抽出する。その範囲で抽出できない場合は、「X ± 約 1 km, Y ± 約 1 km」、「X ± 約 2 km, Y ± 約 2 km」の順に対象範囲を拡大して抽出する。

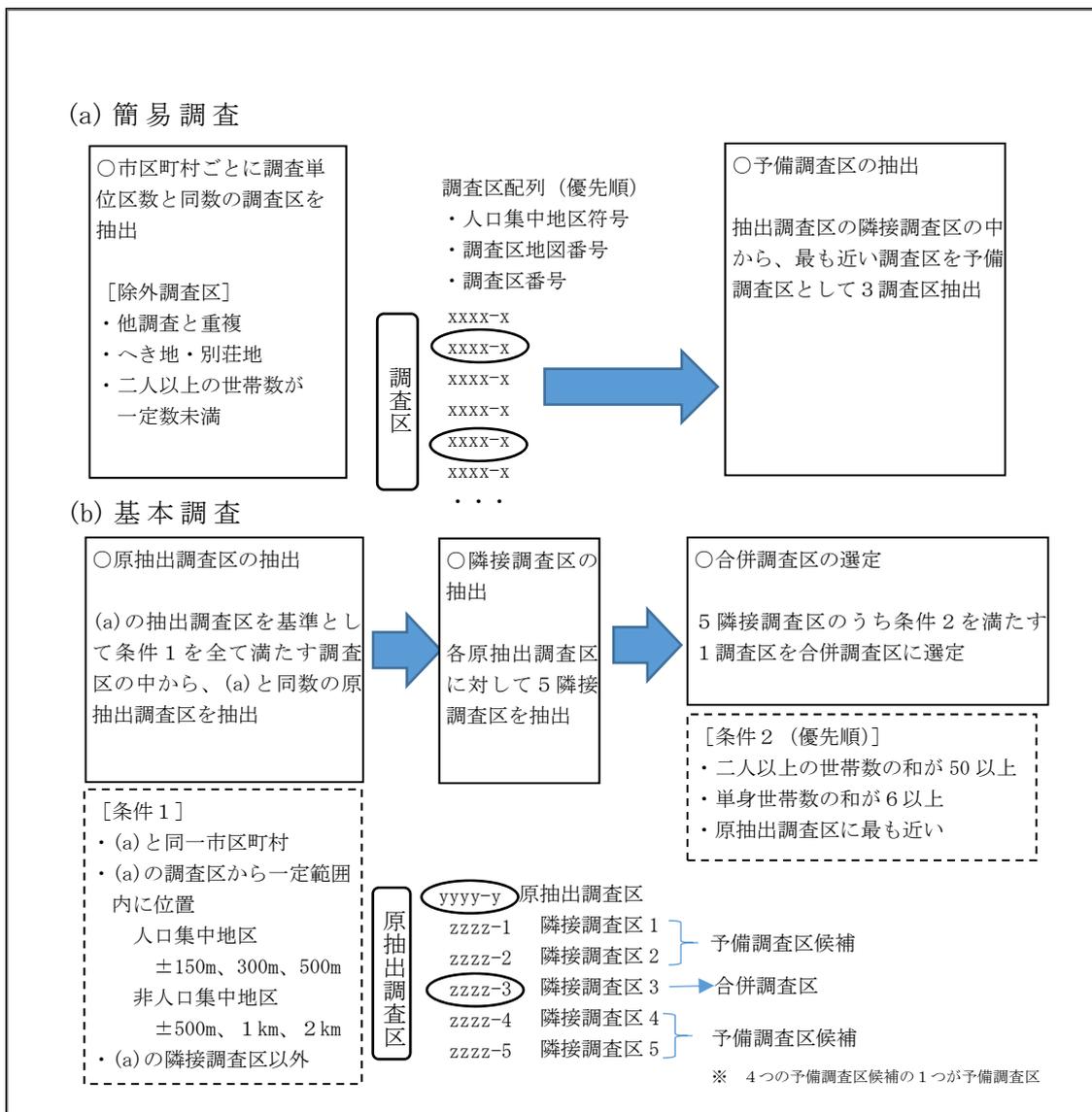
(イ) 合併調査区の抽出

各原抽出調査区に最も近い5つの隣接調査区を抽出し、これらの隣接調査区について、条件2を全て満たす1調査区を合併調査区として抽出した。なお、条件を全て満たさない場合は条件2の優先順に抽出した。また、合併調査区として選定されない4つの隣接調査区の中から、予備調査区を1つ抽出した。

【条件 2（優先順に表示）】

- ・ 原抽出調査区と隣接調査区の二人以上の世帯数の和が 50 以上
- ・ 原抽出調査区と隣接調査区の単身世帯数の和が 6 以上
- ・ 原抽出調査区に最も近い隣接調査区

抽出のイメージ図



(4) 調査世帯の選定

二人以上の世帯の調査世帯は、1調査単位区当たり10世帯である。調査員が調査単位区内の世帯を訪問し、勤労者世帯、勤労者以外の世帯の順に一連世帯番号を付した調査単位区世帯一覧を作成した(ただし、簡易調査では勤労者世帯、勤労者以外の世帯の区別をしない)。当該一覧の一連世帯番号及び抽出起点となる調査世帯抽出用番号を基に、市町村において系統抽出した。

単身世帯の調査世帯は、1調査単位区当たり2世帯である。調査員が調査単位区内の世帯を訪問し、男、女の順に一連世帯番号を付した調査単位区世帯一覧を作成する(ただし、簡易調査では男女の区別をしない)。当該一覧の一連世帯番号と二人以上の世帯

抽出の際に使用した世帯抽出用番号を基に、二人以上の世帯と同様の方法により市町村において系統抽出した。

なお、調査員が調査単位区内の世帯を訪問する際には、予め住民基本台帳等の情報を基にして下準備をすることが可能だが、調査単位区世帯一覧を作成するには必ず調査員が実地踏査の上で、居住実態を反映した世帯一覧を作成した。

また、抽出した調査世帯がやむを得ない理由により調査票の記入ができない場合は、所定の方法により代替世帯を抽出して調査した。調査単位区内で代替世帯の選定によっても調査が困難となった場合は、基本調査では調査単位区の拡張（予備調査区を用いた調査）、簡易調査では調査依頼時に不在で面接できなかった世帯に対してポスティングにより調査を行う場合がある。

調査世帯の選定イメージ図

	二人以上の世帯			単身世帯								
	総数 (A)	勤労者世帯	勤労者以外の世帯	総数 (B)	勤労者世帯	勤労者以外の世帯						
適格世帯数	65	46	19	18	5	13						
調査世帯数	10	7	3	2	1	1						
①調査世帯抽出用番号	31											
<二人以上の世帯>												
②抽出間隔 (A÷10)	③抽出起点 (②×①+100)	④抽出該当点	【1】	【2】	【3】	【4】	【5】	【6】	【7】	【8】	【9】	【10】
6.5	2.0	⑤最初に抽出した一連世帯番号	2.0	8.5	15.0	21.5	28.0	34.5	41.0	47.5	54.0	60.5
			2	9	15	22	28	35	41	48	54	61
<単身世帯>												
⑥抽出間隔 (B÷10)	⑦抽出起点 (⑥×①+100)	⑧抽出該当点	【1】	【2】								
9.0	2.8	⑨最初に抽出した一連世帯番号	2.8	11.8								
			68	77								
<二人以上の世帯の計算方法例>												
以下により算出された「⑤最初に抽出した一連世帯番号」が調査予定世帯となる。												
(a) 「②抽出間隔」 = 「総数 (A)」 ÷ 調査世帯数 = 65 ÷ 10 = 6.50												
(b) 「③抽出起点」 = 「②抽出間隔」 × 「①調査世帯抽出用番号」 ÷ 100 = 6.5 × 31 ÷ 100 = 2.015												
※(a)、(b)は小数点第2位を四捨五入												
(c) 「④抽出該当点」及び「⑤最初に抽出した一連世帯番号」												
(④の小数点第1位を四捨五入した数値が「⑤最初に抽出した一連世帯番号」)												
④【1】 = 「③抽出起点」 = 2.0 (⑤2)												
④【2】 = 【1】 + 「②抽出間隔」 = 2.0 + 6.5 = 8.5 (⑤9)												
④【3】 = 【2】 + 「②抽出間隔」 = 8.5 + 6.5 = 15.0 (⑤15)												
...												
④【10】 = 【9】 + 「②抽出間隔」 = 54.0 + 6.5 = 60.5 (⑤61)												

参考 全国単身世帯収支実態調査の概要

全国単身世帯収支実態調査は、単身世帯を対象として家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握するため、全国家計構造調査の単身世帯結果を補完・補強し、全国家計構造統計に活用することを目的とする。

本調査は、民間の調査機関に委託して行い、調査対象となる世帯は、当該機関が保有・管理する登録モニター等の調査協力世帯の中から選定する。また、調査は、全国家計構造調査と同一の事項により行う。

全国家計構造調査を補完・補強する際には、傾向スコアを用いることにより民間モニターの世帯属性の偏りを補正する。

参考表 1 調査世帯配分数（地方、年齢階級別）

	合計	年齢階級				
		30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上
男女計	2,829	998	481	464	413	473
北海道地方	127	49	18	20	20	20
東北地方	226	69	28	49	40	40
関東地方	949	339	187	162	123	138
北陸地方	134	56	18	19	14	27
東海地方	268	103	40	45	35	45
近畿地方	448	173	67	69	62	77
中国地方	201	72	43	26	32	28
四国地方	123	34	16	23	22	28
九州地方	296	93	55	40	55	53
沖縄地方	57	10	9	11	10	17
男	1,540	571	255	264	242	208
北海道地方	70	29	9	13	12	7
東北地方	121	42	14	24	22	19
関東地方	546	203	113	92	78	60
北陸地方	67	30	9	10	8	10
東海地方	154	65	26	24	21	18
近畿地方	244	107	28	42	30	37
中国地方	91	34	18	11	18	10
四国地方	66	13	11	14	14	14
九州地方	147	44	22	26	34	21
沖縄地方	34	4	5	8	5	12
女	1,289	427	226	200	171	265
北海道地方	57	20	9	7	8	13
東北地方	105	27	14	25	18	21
関東地方	403	136	74	70	45	78
北陸地方	67	26	9	9	6	17
東海地方	114	38	14	21	14	27
近畿地方	204	66	39	27	32	40
中国地方	110	38	25	15	14	18
四国地方	57	21	5	9	8	14
九州地方	149	49	33	14	21	32
沖縄地方	23	6	4	3	5	5

参考表2 調査世帯配分数（都道府県、市部・郡部、男女別）

	男女計			男			女		
	合計	市部	郡部	合計	市部	郡部	合計	市部	郡部
全国	2,829	2,688	141	1,540	1,457	83	1,289	1,231	58
01 北海道	127	115	12	70	63	7	57	52	5
02 青森県	24	22	2	13	11	2	11	11	0
03 岩手県	33	32	1	13	13	0	20	19	1
04 宮城県	50	48	2	29	28	1	21	20	1
05 秋田県	38	38	0	14	14	0	24	24	0
06 山形県	31	28	3	20	19	1	11	9	2
07 福島県	50	47	3	32	30	2	18	17	1
08 茨城県	69	65	4	35	33	2	34	32	2
09 栃木県	51	46	5	34	29	5	17	17	0
10 群馬県	44	40	4	26	24	2	18	16	2
11 埼玉県	106	105	1	69	68	1	37	37	0
12 千葉県	106	106	0	67	67	0	39	39	0
13 東京都	332	329	3	185	184	1	147	145	2
14 神奈川県	166	166	0	95	95	0	71	71	0
15 新潟県	42	38	4	19	17	2	23	21	2
16 富山県	24	22	2	13	13	0	11	9	2
17 石川県	41	37	4	18	16	2	23	21	2
18 福井県	27	25	2	17	15	2	10	10	0
19 山梨県	26	24	2	16	14	2	10	10	0
20 長野県	49	42	7	19	16	3	30	26	4
21 岐阜県	40	39	1	20	20	0	20	19	1
22 静岡県	62	58	4	37	33	4	25	25	0
23 愛知県	127	119	8	74	68	6	53	51	2
24 三重県	39	35	4	23	21	2	16	14	2
25 滋賀県	40	39	1	24	23	1	16	16	0
26 京都府	78	74	4	39	37	2	39	37	2
27 大阪府	173	170	3	97	95	2	76	75	1
28 兵庫県	105	103	2	58	57	1	47	46	1
29 奈良県	27	24	3	14	13	1	13	11	2
30 和歌山県	25	21	4	12	10	2	13	11	2
31 鳥取県	25	21	4	10	8	2	15	13	2
32 島根県	36	33	3	19	17	2	17	16	1
33 岡山県	46	43	3	20	18	2	26	25	1
34 広島県	58	57	1	25	25	0	33	32	1
35 山口県	36	36	0	17	17	0	19	19	0
36 徳島県	26	21	5	16	13	3	10	8	2
37 香川県	33	31	2	19	17	2	14	14	0
38 愛媛県	43	41	2	20	18	2	23	23	0
39 高知県	21	19	2	11	10	1	10	9	1
40 福岡県	93	88	5	47	45	2	46	43	3
41 佐賀県	25	24	1	13	13	0	12	11	1
42 長崎県	33	28	5	18	15	3	15	13	2
43 熊本県	46	45	1	24	24	0	22	21	1
44 大分県	23	22	1	11	10	1	12	12	0
45 宮崎県	25	24	1	13	12	1	12	12	0
46 鹿児島県	51	46	5	21	19	2	30	27	3
47 沖縄県	57	52	5	34	30	4	23	22	1

2 標本誤差率（設計時の想定）

2019年（令和元年）調査の標本設計にあたって、次の簡易な方法により標本誤差率の見込みを算出した。（表10）

なお、実際に達成された標本誤差率は、ブートストラップ法を用いて算出し、後日公表する予定である。

- ・ 前回（2014年）調査の都道府県別標準誤差率から集計世帯数と標準誤差率の関係を最小自乗法で推定し、2019年（令和元年）調査の想定標本数から標準誤差率の見込みを算出する。（前回調査から変動係数が変化しないという仮定を置く。）
- ・ 前回調査において標準誤差率が算出されていない世帯属性等については、前回調査の標準誤差率を上項の方法で求めた推定値とする。
- ・ 消費支出について、調査期間短縮（3か月から2か月）の影響については、2か月調査の標準誤差率が3か月調査の1.112倍になるとして試算する。なお、倍率については、2004年（平成16年）調査の都道府県、調査月別標本誤差率から最小自乗法で推計しており、消費支出の内訳項目への影響についても費目ごとに同様に推計する。
- ・ 総世帯の標準誤差率は、二人以上の世帯と単身世帯の2層から構成される層別抽出であると単純化して計算する。また、上記の想定標本数の標準誤差率に基づき、実標本数を $\sqrt{\text{実標本数/想定標本数}}$ により単純化して計算する。

表10 標準誤差率

	前回調査 推計						令和元年調査 見込み					
	全国			都道府県別(最低標本数)			全国			都道府県別(最低標本数)		
	総世帯	二人以上の世帯	単身世帯	総世帯	二人以上の世帯	単身世帯	総世帯	二人以上の世帯	単身世帯	総世帯	二人以上の世帯	単身世帯
年間収入	0.5	0.5	1.6	3.0	3.0	9.9	0.4	0.4	0.7	2.4	2.7	5.4
貯蓄現在高	1.3	1.1	3.9	7.4	6.7	22.1	0.9	1.0	1.8	5.7	6.1	10.7
負債現在高	2.1	1.9	12.0	11.7	12.2	40.5	1.6	1.7	5.4	9.9	11.0	19.5
消費支出	0.4	0.4	1.5	3.0	2.7	10.0	0.5	0.6	0.9	3.8	4.3	7.6
食料	0.4	0.3	1.5	2.0	1.9	6.5	0.3	0.4	0.9	2.5	2.7	4.9
住居	2.4	2.1	5.6	25.8	15.7	65.1	2.6	3.4	3.4	29.0	28.0	49.7
光熱・水道	0.3	0.3	1.0	2.1	2.0	7.0	0.3	0.4	0.6	2.6	3.0	5.3
家具・家事用品	1.2	0.9	4.7	7.1	6.3	25.9	1.4	1.4	2.9	9.9	11.1	19.7
被服及び履物	1.2	0.9	4.8	6.6	6.1	21.9	1.2	1.3	3.0	8.3	9.4	16.7
保健医療	1.1	0.9	4.5	6.1	5.7	21.3	1.2	1.3	2.7	8.1	9.1	16.2
交通・通信	1.0	1.0	3.0	7.3	6.6	28.4	1.4	1.7	1.8	10.7	12.2	21.6
教育	1.9	1.9	67.1	14.7	14.6	562.1	2.7	2.9	40.9	22.9	23.9	428.7
教養娯楽	0.9	0.8	3.0	5.6	4.8	17.6	1.0	1.2	1.8	6.9	7.6	13.4
その他の消費支出	0.9	0.8	3.4	6.1	5.6	20.7	1.0	1.2	2.1	7.9	8.8	15.8

V 結果の推定方法

2019年（令和元年）調査では、家計総合集計体系（家計収支）、所得資産集計体系（所得及び家計資産・負債）ごとに結果を推定した。体系ごとの推定方法は、ホームページを参照のこと。

【家計総合集計体系（家計収支）の結果の推定方法】

https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/suitei_k0831.pdf

【所得資産集計体系（所得及び家計資産・負債）の結果の推定方法】

https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/suitei_ss.pdf

結果の推定方法（家計収支に関する結果）

1. 集計に使用するデータの範囲

2019年全国家計構造調査の家計収支に関する結果において、集計区分ごとに使用するデータの範囲は以下のとおり。なお以降では特別の記載がない限り、全国単身世帯収支実態調査を「モニター調査」、家計調査世帯特別調査（家計調査データも含む。）を「特別調査」と書く。

【全国及び都道府県別結果】

- 購入先又は購入地域に関する集計を含む結果：基本調査及びモニター調査
- 上記以外の結果：基本調査、モニター調査及び特別調査

【人口15万以上の市及び県内経済圏別結果】

- 購入先又は購入地域に関する集計を含む結果：基本調査
- 上記以外の結果：基本調査及び特別調査

2. 結果の推定式

1世帯当たりの平均値を推定する式は以下のとおり

$$\bar{x} = \frac{\sum_h \beta_h x_h}{\sum_h \beta_h}$$

ここで、 x_h は世帯 h の当該項目の値^{注1}、

β_h は世帯 h の集計用乗率^{注2}であり、以下の式で定義される。

$$\beta_h = \sum_{m \in B} C_{hm} \tilde{\alpha}_{hm} M_{hm}$$

ここで、 C_{hm} は世帯 h の調査月 m における世帯分布補正係数、

$\tilde{\alpha}_{hm}$ は世帯 h の調査月 m における調整済調整係数、

M_{hm} は世帯 h が調査月 m に集計対象で1、集計対象外で0をとる変数、

B は集計対象期間となる調査月の集合（{10, 11}又は{11}）

〈注1〉 x_h は、複数月の結果をまとめて集計する場合は、月別の調査結果 x_{hm} を調整済調整係数 $\tilde{\alpha}_{hm}$ で加重平均した値を使用する。すなわち、

$$x_h = \frac{\sum_{m \in B} \tilde{\alpha}_{hm} x_{hm}}{\sum_{m \in B} \tilde{\alpha}_{hm}}$$

単月の結果をまとめて集計する場合は、月別の調査結果 x_{hm} をそのまま使用する。

〈注2〉 統計表により集計に使用する調査票や主な目的として集計する項目が異なるため、調査票を集計する月数、集計対象となる世帯が相違し、集計用乗率が異なる。

【調整済調整係数 ($\tilde{\alpha}_{im}$) の計算方法】

(1) 二人以上の世帯

① 市及び東京都区部各区の調整済調整係数

$$\alpha_i = \frac{N_i}{n_i} \quad i : \text{世帯 } h \text{ が属する調査市区}$$

$$\tilde{\alpha}_{hm} = \begin{cases} \alpha_i \frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} \leq 2 \right) & \alpha_i : \text{市区 } i \text{ の調整係数} \\ 2\alpha_i \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} > 2 \right) & N_i : \text{市区 } i \text{ の適格世帯数 (2015 年実施の国勢調査)} \\ & n_i : \text{市区 } i \text{ の調査予定世帯数} \\ & \tilde{n}_{im} : \text{市区 } i \text{ における調査月 } m \text{ の集計世帯数} \end{cases}$$

② 町村の調整済調整係数

$$\alpha_i = \frac{N_R}{n_i} = \frac{\sum_{r \in R} N_r}{n_i} \quad i : \text{世帯 } h \text{ が属する調査町村}$$

$$\tilde{\alpha}_{hm} = \begin{cases} \alpha_i \frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} \leq 2 \right) & \alpha_i : \text{町村 } i \text{ の結果を } R \text{ 層に復元するための調整係数} \\ 2\alpha_i \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} > 2 \right) & R : \text{町村 } i \text{ が属する町村層 (町村の集合)} \\ & r : \text{層 } R \text{ を構成する個々の町村} \\ & N_R : \text{層 } R \text{ 全体の二人以上の世帯数 (2015 年実施の国勢調査)} \\ & N_r : \text{町村 } r \text{ の適格世帯数 (2015 年実施の国勢調査)} \\ & n_i : \text{町村 } i \text{ の調査予定世帯数} \\ & \tilde{n}_{im} : \text{町村 } i \text{ における調査月 } m \text{ の集計世帯数} \end{cases}$$

(2) 単身世帯（基本調査及び特別調査の対象世帯）

$$\alpha_i = \frac{N_D}{\sum_{d' \in D'} N_{d'}} \times \frac{N_i}{n_i}$$

$$\tilde{\alpha}_{hm} = \begin{cases} \alpha_i \frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} \leq 2 \right) \\ 2\alpha_i \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} > 2 \right) \end{cases}$$

D : 都道府県の大都市（政令指定都市及び東京都区部（ここでは1つの大都市として扱う。)), あるいは大都市以外の地域（市町村の集合）。

ただし、大都市が複数ある都道府県は、大都市のそれぞれを別個に扱う。

例) 神奈川県では、 $D =$ 「横浜市」、「川崎市」、「相模原市」又は「横浜市・川崎市・相模原市以外の地域」の4地域

D' : 地域 D のうち単身世帯調査市町村全体

i : 世帯 h が属する単身世帯調査市町村

α_i : 市町村 i の結果を地域 D に復元するための調整係数

N_D : 地域 D 内の単身適格世帯数（2015年実施の国勢調査）

$N_{d'}$: 地域 D' 内の市町村 d' の単身適格世帯数（2015年実施の国勢調査）

N_i : 市町村 i の単身適格世帯数（2015年実施の国勢調査）

n_i : 市町村 i の単身調査予定世帯数

\tilde{n}_{im} : 市町村 i における調査月 m の集計世帯数

(3) 単身世帯（モニター調査における80歳未満の世帯^{注3}）

$$\alpha_p = \frac{N_p}{\sum_{h \in H_p} \frac{1 - e_h}{e_h}}$$

$$\tilde{\alpha}_{hm} = \alpha_p \frac{1 - e_h}{e_h}$$

P : 世帯 h が属する都道府県

α_p : 都道府県 P の調整係数

N_p : 都道府県 P の単身適格世帯数（2015年実施の国勢調査）

H_p : 都道府県 P 内の集計対象世帯全体

e_h : 世帯 h の傾向スコア^{注4}

ただし、世帯 h の傾向スコアは、 h の属する都道府県 P における基本調査及び特別調査の単身世帯（80歳未満）と、都道府県 P の属する地方におけるモニター調査の世帯を対象とした、ロジスティック回帰分析によって求める。回帰計算に用いる変数は以下のとおり

目的変数：モニター調査世帯で1，基本調査及び特別調査世帯で0をとる変数

説明変数：世帯主の性別，年齢，職業，年間収入，住居の所有関係，住居の延床面積，居住する市町村の都市階級

〈注3〉 モニター調査における80歳以上の世帯は集計対象外

〈注4〉 傾向スコアを利用したモニター調査の集計の考え方については、

- 第10回消費統計研究会 資料2『全国家計構造調査と全国単身世帯収支実態調査の統合集計について』
- 第11回消費統計研究会 資料3『全国家計構造調査と全国単身世帯収支実態調査の統合集計について2』

などを参照

【世帯分布補正係数（ C_{hm} ）の作成方法】

世帯分布補正係数は「1. 集計に使用するデータの範囲」で示した集計区分ごとに、以下の式のとおり作成する。

$$C_{hm} = \gamma'_{hm} \frac{W_p^{(P)}}{\sum_{k \in S_p^{(P)}} \tilde{\alpha}_{km} \gamma'_{km}}$$

ここで、 $W_p^{(P)}$ ：世帯 h の属する都道府県 P で、同じ世帯属性 p （世帯人員階級、世帯主の性別、世帯主の年齢階級、世帯区分の組合せ）を持つ推定世帯数。ただし、

- 世帯人員階級は単身、2人、3人、4人及び5人以上の5区分
- 世帯主の性別（単身世帯のみ）は男及び女の2区分
- 世帯主の年齢階級は30歳未満、30～34歳、……、85歳以上の13区分
- 世帯区分は勤労者世帯、無職世帯及びその他の世帯の3区分

$W_p^{(P)}$ の推定方法については別紙参照

$S_p^{(P)}$ ：世帯 h の属する都道府県 P で同じ世帯属性 p を持つ調査世帯の集合

γ'_{hm} ：基本調査（特別調査含む。）及びモニター調査の統合用補正係数。集計にモニター調査を使用する場合、以下の値をとる（モニター調査を使用しない場合は、全ての世帯で1とする。）。

$$\gamma'_{hm} = \gamma_{hm} \times \frac{\sum_{\substack{k \in S_p^{(P)} \\ 80 \text{ 未満}}} \tilde{\alpha}_{km}}{\sum_{\substack{k \in S_p^{(P)} \\ 80 \text{ 未満}}} \tilde{\alpha}_{km} \gamma_{km}}$$

$$\gamma_{hm} = \begin{cases} \frac{n_{MP}}{n_{MP} + n_{LP}} & (h \text{ がモニター調査の単身世帯}) \\ \frac{n_{LP}}{n_{MP} + n_{LP}} & (h \text{ が基本調査（特別調査含む。）の単身世帯（80歳未満）}) \\ 1 & (h \text{ が上記以外の世帯}) \end{cases}$$

ここで、 $S_{80 \text{ 未満}}^{(P)}$ ：世帯 h の属する都道府県 P における単身80歳未満の集計対象世帯の集合

n_{MP} ：世帯 h の属する都道府県 P におけるモニター調査の集計世帯数

n_{LP} ：世帯 h の属する都道府県 P における基本調査（特別調査含む。）の集計世帯数

世帯分布補正用推定世帯数 $W_p^{(P)}$ の推定方法

$W_p^{(P)}$ は各世帯の調整済調整係数を基に、国勢調査結果をベースにした 2019 年時点の世帯数分布の推定値を周辺分布として、繰り返し比例補正 (Iterative Proportional Fitting, 以下 IPF) の方法により、都道府県別に推定する。具体的には、全国家計構造調査の調査世帯から復元した世帯属性別世帯数 w_p に対し、4通りの世帯属性の指定ごとに、 w_p の合計が周辺分布と一致するように、以下の式に従って比例補正を行う。

$$w_p' = w_p \frac{V_{pl}}{\sum_{p=pl} w_p}$$

ここで、 pl : 補正する世帯属性の指定

- ① (二人以上の世帯) 世帯人員階級×世帯主の年齢階級A
- ② (二人以上の世帯) 世帯主の年齢階級B×世帯区分
- ③ (全ての世帯) 世帯人員階級×世帯主の性別 (単身世帯のみ) ×世帯主の年齢階級A
- ④ (全ての世帯) 世帯主の年齢階級B×世帯区分

ただし、

- 世帯主の年齢階級Aは 30 歳未満, 30~39 歳, …… , 80 歳以上の 7 区分
- 世帯主の年齢階級Bは 35 歳未満, 35~44 歳, …… , 85 歳以上の 7 区分

V_{pl} : 世帯属性 pl を持つ周辺分布の世帯数 (推定方法は後述)

最終的に、4通りの世帯属性全てについて、補正後の世帯数が周辺分布と一致するまで計算を繰り返す。 w_p の初期値には、世帯属性別の調整済調整係数の和 $\sum_{k \in S_p} \tilde{\alpha}_{km}$ (モニター調査を統合する場合は統合用補正係数を含めた和 $\sum_{k \in S_p} \tilde{\alpha}_{km} \gamma'_{km}$) を用いる^{注1}。

〈注1〉 世帯属性の組合せによっては $w_p = 0$ (該当する集計対象世帯がない。)となる場合があるが、そのままでは IPF の計算が収束しないため、周辺分布 V_p に基づいたごく小さな値を割り当てる。この操作により、最終的な結果において、集計対象世帯がない世帯属性の組合せに対しても世帯数分布が割り当てられるため、集計結果における世帯数分布と周辺分布の世帯数分布は、必ずしも一致しない。

また、周辺分布 V_{pt} は、2015 年実施の国勢調査結果^{注2}における世帯属性別世帯数^{注3}を基に、IPFの方法により、地方別に推定する。周辺分布には、労働力調査結果の世帯属性別世帯数について、2015年平均に対する2019年平均の増減率を求め、2015年実施の国勢調査結果の世帯属性別世帯数に乗じた結果を用いる。補正する世帯属性の指定は以下のとおり

- ① 世帯主の年齢階級C×世帯主の就業状況区分
- ② 世帯人員階級×世帯主の性別（単身世帯のみ）×世帯主の年齢階級A

ただし、

- 世帯主の年齢階級Cは35歳未満、35～44歳、……、75歳以上の6区分
- 世帯主の就業状況区分は、勤労者（従業上の地位が役員を除く雇用者）、無職（就業者以外）、その他の3区分

〈注2〉 2019年の台風15号及び19号による災害の影響で、千葉県の一部被災地域では家計簿を使用した調査を実施できなかったため、家計収支に関する結果の集計においては、同地域内の適格世帯（約7万世帯）を除外して周辺分布の推定を行った。なお、他の調査票による調査は実施したため、所得及び資産に関する結果の集計においては、同地域の世帯を含めて周辺分布の推定を行った。

〈注3〉 全国家計構造調査における母集団の定義から外れる世帯を除く。また、世帯属性が不詳の世帯については、不詳の世帯を除いた世帯属性別世帯数分布の結果に従い、世帯属性が不詳の世帯の世帯数を按分する。

結果の推定方法（所得及び家計資産・負債に関する結果）

1. 集計に使用するデータの範囲

2019年全国家計構造調査の所得及び家計資産・負債に関する結果において、集計区分ごとに使用するデータの範囲は以下のとおり。なお以降では特別の記載がない限り、全国単身世帯収支実態調査を「モニター調査」、家計調査世帯特別調査（家計調査データも含む。）を「特別調査」と書く。

【全国及び都道府県別結果】

基本調査，簡易調査，モニター調査，特別調査

【人口15万以上の市及び県内経済圏別結果】

基本調査，簡易調査，特別調査

2. 結果の推定式

1 世帯当たりの平均値を推定する式は以下のとおり

$$\bar{x} = \frac{\sum_h \beta_h x_h}{\sum_h \beta_h}$$

ここで、 x_h は世帯 h の当該項目の値、

β_h は世帯 h の集計用乗率^{注1, 2}であり、以下の式で定義される。

$$\beta_h = C_h \tilde{\alpha}_h$$

ここで、 C_h は世帯 h の世帯分布補正係数、

$\tilde{\alpha}_h$ は世帯 h の調整済調整係数^{注3}

〈注1〉 所得に関する結果と家計資産・負債に関する結果では、同じ集計用乗率を使用する。

〈注2〉 統計表により集計に使用する調査票が異なるため、集計対象となる世帯が相違し、集計用乗率が異なる。

〈注3〉 一部の高額な資産又は負債を保有する世帯については、その高額な値が家計資産・負債に関する都道府県別平均結果の推定誤差を過大としないようにする観点から、調整済調整係数を事後的に小さくする処理を行っている。詳細は別紙1を参照

【調整済調整係数（ $\tilde{\alpha}_{im}$ ）の計算方法】

基本調査（特別調査含む。）と簡易調査の調整済調整係数は、それぞれ独立に作成する。

(1) 二人以上の世帯

① 市及び東京都区部各区の調整済調整係数

$$\alpha_i = \frac{N_i}{n_i} \quad i : \text{世帯 } h \text{ が属する調査市区}$$

$$\tilde{\alpha}_h = \begin{cases} \alpha_i \frac{n_i}{\tilde{n}_i} \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_i} \leq 2 \right) & \alpha_i : \text{市区 } i \text{ の調整係数} \\ 2\alpha_i \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_i} > 2 \right) & N_i : \text{市区 } i \text{ の適格世帯数 (2015 年実施の国勢調査)} \\ & n_i : \text{市区 } i \text{ の調査予定世帯数} \\ & \tilde{n}_i : \text{市区 } i \text{ の集計世帯数} \end{cases}$$

② 町村の調整済調整係数

$$\alpha_i = \frac{N_R}{n_i} = \frac{\sum_{r \in R} N_r}{n_i} \quad i : \text{世帯 } h \text{ が属する調査町村}$$

$$\tilde{\alpha}_h = \begin{cases} \alpha_i \frac{n_i}{\tilde{n}_i} \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_i} \leq 2 \right) & \alpha_i : \text{町村 } i \text{ の結果を } R \text{ 層に復元するための調整係数} \\ 2\alpha_i \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_i} > 2 \right) & R : \text{町村 } i \text{ が属する町村層 (町村の集合)} \\ & r : \text{層 } R \text{ を構成する個々の町村} \\ & N_R : \text{層 } R \text{ 全体の二人以上の世帯数 (2015 年実施の国勢調査)} \\ & N_r : \text{町村 } r \text{ の適格世帯数 (2015 年実施の国勢調査)} \\ & n_i : \text{町村 } i \text{ の調査予定世帯数} \\ & \tilde{n}_i : \text{町村 } i \text{ の集計世帯数} \end{cases}$$

(2) 単身世帯（基本調査（特別調査含む）及び簡易調査の対象世帯）

$$\alpha_i = \frac{N_D}{\sum_{d' \in D'} N_{d'}} \times \frac{N_i}{n_i} \quad D : \text{都道府県の大都市 (政令指定都市及び東京都区部 (ここでは1つの大都市として扱う。)), あるいは大都市以外の地域 (市町村の集合)}.$$

$$\tilde{\alpha}_h = \begin{cases} \alpha_i \frac{n_i}{\tilde{n}_i} \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_i} \leq 2 \right) & \text{ただし, 大都市が複数ある都道府県は, 大都市のそれぞれを別個に扱う。} \\ 2\alpha_i \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_i} > 2 \right) & \text{例) 神奈川県では, } D = \text{「横浜市」, 「川崎市」, 「相模原市」 又は 「横浜市・川崎市・相模原市以外の地域」 の 4 地域} \end{cases}$$

$$D' : \text{地域 } D \text{ のうち単身世帯調査市町村全体}$$

$$i : \text{世帯 } h \text{ が属する単身世帯調査市町村}$$

$$\alpha_i : \text{市町村 } i \text{ の結果を地域 } D \text{ に復元するための調整係数}$$

$$N_D : \text{地域 } D \text{ 内の単身適格世帯数 (2015 年実施の国勢調査)}$$

$$N_{d'} : \text{地域 } D' \text{ 内の市町村 } d' \text{ の単身適格世帯数 (2015 年実施の国勢調査)}$$

$$N_i : \text{市町村 } i \text{ の単身適格世帯数 (2015 年実施の国勢調査)}$$

$$n_i : \text{市町村 } i \text{ の単身調査予定世帯数}$$

$$\tilde{n}_i : \text{市町村 } i \text{ の集計世帯数}$$

(3) 単身世帯（モニター調査における80歳未満の世帯^{注4}）

$$\alpha_p = \frac{N_p}{\sum_{h \in H_p} \frac{1 - e_h}{e_h}} \quad \begin{array}{l} P : \text{世帯 } h \text{ が属する都道府県} \\ \alpha_p : \text{都道府県 } P \text{ の調整係数} \\ N_p : \text{都道府県 } P \text{ の単身適格世帯数（2015年実施の国勢調査）} \\ H_p : \text{都道府県 } P \text{ 内の集計対象世帯全体} \\ e_h : \text{世帯 } h \text{ の傾向スコア}^{\text{注5}} \end{array}$$

$$\tilde{\alpha}_h = \alpha_p \frac{1 - e_h}{e_h}$$

ただし、世帯 h の傾向スコアは、 h の属する都道府県 P における基本調査及び特別調査の単身世帯（80歳未満）と、都道府県 P の属する地方におけるモニター調査の世帯を対象とした、ロジスティック回帰分析によって求める。回帰計算に用いる変数は以下のとおり

目的変数：モニター調査世帯で1，基本調査及び特別調査世帯で0をとる変数

説明変数：世帯主の性別，年齢，職業，住居の所有関係，住居の延床面積，居住する市町村の都市階級，1か月当たりの消費支出

〈注4〉 モニター調査における80歳以上の世帯は集計対象外

〈注5〉 傾向スコアを利用したモニター調査の集計の考え方については、

- 第10回消費統計研究会 資料2『全国家計構造調査と全国単身世帯収支実態調査の統合集計について』
- 第11回消費統計研究会 資料3『全国家計構造調査と全国単身世帯収支実態調査の統合集計について2』

などを参照

【世帯分布補正係数 (C_h) の作成方法】

世帯分布補正係数は「1. 集計に使用するデータの範囲」で示した集計区分ごとに、以下の式のとおり作成する。

$$C_h = \rho_h \gamma'_h \frac{W_p^{(P)}}{\sum_{k \in S_p^{(P)}} \tilde{\alpha}_k \rho_k \gamma'_k}$$

ここで、 $W_p^{(P)}$: 世帯 h の属する都道府県 P で、同じ世帯属性 p (世帯人員階級, 世帯主の性別, 世帯主の年齢階級, 世帯区分の組合せ) を持つ推定世帯数。ただし、

- 世帯人員階級は単身, 2人, 3人, 4人及び5人以上の5区分
- 世帯主の性別 (単身世帯のみ) は男及び女の2区分
- 世帯主の年齢階級は30歳未満, 30~34歳, …… , 85歳以上の13区分
- 世帯区分は勤労者世帯, 無職世帯及びその他の世帯の3区分

$W_p^{(P)}$ の推定方法については別紙2を参照

$S_p^{(P)}$: 世帯 h の属する都道府県 P で同じ世帯属性 p を持つ調査世帯の集合

γ'_h : 基本調査 (特別調査含む。) 及びモニター調査の統合用補正係数。集計にモニター調査を使用する場合、以下の値をとる (モニター調査を使用しない場合は、全ての世帯で1とする。)

$$\gamma'_h = \gamma_h \times \frac{\sum_{k \in S_{80 \text{ 未満}}^{(P)}} \tilde{\alpha}_k}{\sum_{k \in S_{80 \text{ 未満}}^{(P)}} \tilde{\alpha}_k \gamma_k}$$

$$\gamma_h = \begin{cases} \frac{n_{MP}}{n_{MP} + n_{LP}} & (h \text{ がモニター調査の単身世帯}) \\ \frac{n_{LP}}{n_{MP} + n_{LP}} & (h \text{ が基本調査 (特別調査含む。) の単身世帯 (80歳未満)}) \\ 1 & (h \text{ が上記以外の世帯}) \end{cases}$$

ここで、 $S_{80 \text{ 未満}}^{(P)}$: 世帯 h の属する都道府県 P における単身80歳未満の集計対象世帯の集合

n_{MP} : 世帯 h の属する都道府県 P におけるモニター調査の集計世帯数

n_{LP} : 世帯 h の属する都道府県 P における基本調査 (特別調査含む。) の集計世帯数

ρ_h : 簡易調査とそれ以外の調査で調整済み調整係数の合計が等しくなるよう調整する係数。世帯 h に対応する調査ごとに、以下の値をとる。

$$\rho_h = \begin{cases} \frac{\sum_{k \in S^{(P)}} \tilde{\alpha}_k \gamma'_k}{4} / \sum_{k \in S_{\text{基本等}}^{(P)}} \tilde{\alpha}_k \gamma'_k & (h \text{ が基本調査等}^{\ast} \text{ の世帯}) \\ \frac{\sum_{k \in S^{(P)}} \tilde{\alpha}_k \gamma'_k}{4} / \sum_{k \in S_{\text{簡易}}^{(P)}} \tilde{\alpha}_k \gamma'_k & (h \text{ が簡易調査の世帯}) \end{cases}$$

※ 基本調査等とは、基本調査、モニター調査及び特別調査のことを指す。

ここで、 $S^{(P)}$: 世帯 h の属する都道府県 P における集計対象世帯全体

$S_{\text{基本等}}^{(P)}$: 世帯 h の属する都道府県 P における、基本調査（特別調査含む。）及びモニター調査の集計対象世帯全体

$S_{\text{簡易}}^{(P)}$: 世帯 h の属する都道府県 P における、簡易調査の集計対象世帯全体

家計資産・負債の結果に対する「影響率審査」の方法

世帯の保有する金融資産について、金融資産残高別にみた世帯分布は大きく高額側にゆがんだ分布となっており、全体の平均に対して高額な資産を保有する世帯が一定数存在する（『所得に関する結果及び家計資産・負債に関する結果 結果の概要』5 ページなどを参照）。そのような世帯の結果をそのまま集計に利用することは、資産に関する都道府県別平均値の推定誤差を過大にする要因となる可能性があるため、以下の手順に従い、調整済調整係数を事後的に小さくする処理を行う。なお、金融負債や住宅・宅地資産についても同様の処理を行う。

- ① 都道府県別の金融資産残高の平均値に対して、各世帯 h の金融資産残高の結果 x_h が与える「影響率 (%)」 R_h を、以下の式に従い計算する。

$$R_h = \frac{\beta_h^0 x_h}{\sum_{k \in S^{(P)}} \beta_k^0 x_k} \times 100$$

ここで、 β_h^0 : 調整済調整係数に事後的な処理を行わずに算出した、世帯 h の集計用乗率
 $S^{(P)}$: 世帯 h の属する都道府県 P における集計対象世帯全体

- ② 影響率の大きさが 5% を超える世帯について、調整済調整係数の大きさをごく小さな値 (0.01) に置き換える。
- ③ 置き換えた後の調整済調整係数を使用して、再度世帯分布補正係数 C_h の計算を行い、集計用乗率 β_h を求める。

上記②の処理を行った世帯の数は、2019 年結果の集計で 42 世帯、2014 年結果の遡及集計で 64 世帯である。

世帯分布補正用推定世帯数 $W_p^{(P)}$ の推定方法

$W_p^{(P)}$ は各世帯の調整済調整係数を基に、国勢調査結果をベースにした 2019 年時点の世帯数分布の推定値を周辺分布として、繰り返し比例補正 (Iterative Proportional Fitting, 以下 IPF) の方法により、都道府県別に推定する。具体的には、全国家計構造調査の調査世帯から復元した世帯属性別世帯数 w_p に対し、4 通りの世帯属性の指定ごとに、 w_p の合計が周辺分布と一致するように、以下の式に従って比例補正を行う。

$$w_p' = w_p \frac{V_{pl}}{\sum_{p=pl} w_p}$$

ここで、 pl : 補正する世帯属性の指定

- ① (二人以上の世帯) 世帯人員階級 × 世帯主の年齢階級 A
- ② (二人以上の世帯) 世帯主の年齢階級 B × 世帯区分
- ③ (全ての世帯) 世帯人員階級 × 世帯主の性別 (単身世帯のみ) × 世帯主の年齢階級 A
- ④ (全ての世帯) 世帯主の年齢階級 B × 世帯区分

ただし、

- 世帯主の年齢階級 A は 30 歳未満, 30~39 歳, …… , 80 歳以上の 7 区分
- 世帯主の年齢階級 B は 35 歳未満, 35~44 歳, …… , 85 歳以上の 7 区分

V_{pl} : 世帯属性 pl を持つ周辺分布の世帯数 (推定方法は後述)

最終的に、4 通りの世帯属性全てについて、補正後の世帯数が周辺分布と一致するまで計算を繰り返す。 w_p の初期値には、世帯属性別の調整済調整係数の和 $\sum_{k \in S_p} \tilde{\alpha}_k$ (モニター調査を統合する場合は統合用補正係数を含めた和 $\sum_{k \in S_p} \tilde{\alpha}_k \gamma_k'$) を用いる^{注1}。

〈注1〉 世帯属性の組合せによっては $w_p = 0$ (該当する集計対象世帯がない。) となる場合があるが、そのままでは IPF の計算が収束しないため、周辺分布 V_p に基づいたごく小さな値を割り当てる。この操作により、最終的な結果において、集計対象世帯がない世帯属性の組合せに対しても世帯数分布が割り当てられるため、集計結果における世帯数分布と周辺分布の世帯数分布は、必ずしも一致しない。

また、周辺分布 V_{pl} は、2015 年実施の国勢調査結果における世帯属性別世帯数^{注2}を基に、IPFの方法により、地方別に推定する。周辺分布には、労働力調査結果の世帯属性別世帯数について、2015 年平均に対する 2019 年平均の増減率を求め、2015 年実施の国勢調査結果の世帯属性別世帯数に乗じた結果を用いる。補正する世帯属性の指定は以下のとおり

- ① 世帯主の年齢階級 C × 世帯主の就業状況区分
- ② 世帯人員階級 × 世帯主の性別（単身世帯のみ） × 世帯主の年齢階級 A

ただし、

- 世帯主の年齢階級 C は 35 歳未満、35～44 歳、……、75 歳以上の 6 区分
- 世帯主の就業状況区分は、勤労者（従業上の地位が役員を除く雇用者）、無職（就業者以外）、その他の 3 区分

〈注2〉 全国家計構造調査における母集団の定義から外れる世帯を除く。また、世帯属性が不詳の世帯については、不詳の世帯を除いた世帯属性別世帯数分布の結果に従い、世帯属性が不詳の世帯の世帯数を按分する。

持ち家の帰属家賃の推計方法

持ち家の帰属家賃とは、自己が所有する住宅（持ち家住宅）に居住した場合、家賃の支払は発生しないものの、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、それを一般の市場価格で評価したものである。

1 持ち家の帰属家賃の推計方法

持ち家の帰属家賃の推計に当たっては、まず、2018年10月に実施された住宅・土地統計調査の民営借家（設備専用）の個別データを用いて、全国を東京都、関東3県（埼玉県、千葉県、神奈川県）、近畿3府県（京都府、大阪府、兵庫県）、その他の道県の4ブロック（推計地域区分）に分け、それぞれについて、住宅の構造、建築時期、延べ床面積、地域変数等を説明変数とする家賃関数を仮定して、回帰計算（最小二乗法）により係数を決定した（表参照）。

地域変数：市区町村別の公示地価（住宅地のみ。）の自然対数を連続変数とし、公示地価にレコードがない市町村は都道府県地価調査¹で補完した。

次に、全国家計構造調査の調査世帯のうち持ち家世帯について、上記で決定した家賃関数に個々の世帯の住宅に関する情報を当てはめて得られる値に、消費者物価指数の全国の「民営家賃」の2019年10月の対前年同月比を乗じた推計値をもって、当該世帯の持ち家の帰属家賃とした。

2 持ち家の帰属家賃の推計式

$$\ln y_k = \left[a_i + \sum_j b_{i,j} x_{i,j,k} + c_i \ln S_k \right] \times \frac{I_t}{I_{t-1}}$$

- k : 世帯
- y_k : 1か月の家賃（円）
- i : 推計地域区分（ $i=1\sim 4$ ）
- j : 住宅の属性（住宅の構造など）区分（ $j=1\sim 20$ ）
- $x_{i,j,k}$: 住宅の属性及び地域変数
- S_k : 延べ床面積（ m^2 ）※業務用面積を除いた面積
- $a_i, b_{i,j}, c_i$: 係数
- I_t : 消費者物価指数の全国「民営家賃」指数の2019年10月（=99.1）
- I_{t-1} : 消費者物価指数の全国「民営家賃」指数の2018年10月（=99.1）

なお、家計調査世帯特別調査の世帯の場合、住居の建築時期が「昭和以前」の建築年が不明であるため、この場合の建築時期の係数については、「 x_{18} 」（1971-1980（S46-55））を用いることとした。

¹ 国土利用計画法施行令に基づき、各都道府県知事が毎年7月1日における基準地の1 m^2 当たりの価格を調査し公表するもの。都道府県の発表に合わせて、国土交通省が全国の状況を取りまとめて公表している。国土交通省（土地鑑定委員会）が実施する地価公示（毎年1月1日時点の調査）と調査時期、調査地点において相互に補完的な関係にある。

表 持ち家の帰属家質の推計における推計地域区分及び係数一覧表

切片	東京都 (j=1)		関東3県 (j=2)		近畿3府県 (j=3)		その他の道県 (j=4)	
	a	b						
延べ面積対数			5.94830	6.51361	7.32155	8.00821		
住宅の構造 ×建て方 (base:木造 ×一戸建) (j=1~11)	x ₁	木造×共同住宅	0.47553	0.39795	0.42300	0.36370		
	x ₂	木造×建て方のその他	-0.10267	-0.03703	0.00712	0.05358		
	x ₃	防火木造×一戸建	0.00482	0.03088	-0.00837	-0.01253		
	x ₄	防火木造×共同住宅	0.11767	0.07923	0.11606	0.09825		
	x ₅	防火木造×建て方のその他	-0.03611	-0.02766	0.10411	0.09996		
	x ₆	防火木造×建て方のその他	0.11978	0.07759	0.09975	0.13225		
	x ₇	鉄筋・鉄骨コンクリート造又は鉄骨造×一戸建	0.14270	0.13444	0.14488	0.12198		
	x ₈	鉄筋・鉄骨コンクリート造又は鉄骨造×共同住宅	0.07664	0.05030	0.15303	0.12531		
	x ₉	鉄筋・鉄骨コンクリート造又は鉄骨造×建て方のその他	0.11784	0.06414	0.16690	0.14476		
	x ₁₀	構造のその他×一戸建	0.56437	0.20396	0.03701	0.02763		
	x ₁₁	構造のその他×共同住宅	-0.08171	-0.00348	0.09426	0.08937		
	x ₁₂	構造のその他×建て方のその他	-0.03667	-0.02459	0.24288	-0.05023		
	x ₁₃	2011-2015(H23-27)	-0.02997	-0.01490	-0.02538	-0.02512		
	x ₁₄	2006-2010(H18-22)	-0.02909	-0.05075	-0.05131	-0.06367		
	x ₁₅	2001-2005(H13-17)	-0.06259	-0.06922	-0.09790	-0.09798		
	x ₁₆	1996-2000(H8-12)	-0.09428	-0.10046	-0.14257	-0.15353		
	x ₁₇	1991-1995(H3-7)	-0.14987	-0.16281	-0.22087	-0.21023		
x ₁₈	1981-1990(S56-H2)	-0.19076	-0.21391	-0.25598	-0.28478			
x ₁₉	1971-1980(S46-55)	-0.23271	-0.27202	-0.32553	-0.35854			
x ₂₀	-1970(S45)	-0.31982	-0.33572	-0.44999	-0.47313			
公示地価(対数)(j=20)	x ₂₀	市区町村別公示地価(対数)(=x ₂₀)	0.28958	0.26848	0.18061	0.13739		

※「住宅の構造×建て方」のbase(木造×一戸建)及び「建築時期」のbase(2016-(H28-))の係数は0となる。

※x₂₀に対応する市区町村別公示地価(対数)は、国土交通省発表の公示地価及び都道府県地価調査の2018年結果を用いている。

家計の住宅・宅地資産の価額評価方法

住宅及び宅地を対象として、世帯ごとに2019年10月末日現在で推計した。また、住宅・宅地資産に純金融資産（金融資産残高－金融負債残高）を加えて純資産総額とした。

1 住宅資産の評価方法

○ 現住居の住宅及び現住居以外の住宅（共通）

現住居の住宅の評価は、現住居が「持ち家」の世帯について算出している。

住宅の延べ床面積（㎡）×都道府県、住宅の構造別1㎡当たり建築単価×住宅の構造、建築時期別残価率

- ・住宅の構造：木造，防火木造，鉄骨・鉄筋コンクリート造，その他
- ・建築単価：国土交通省「建築着工統計」（2019年）の居住専用住宅の工事費予定額及び床面積から算出
- ・残価率＝ $(1 - \pi)^n$
 π ：「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定められた定率法による償却率
 n ：建築時期からの経過年数

2 宅地資産の評価方法

(1) 現居住地の宅地（全国単身世帯収支実態調査の調査世帯を除く。）

現居住地の宅地の評価は、現住居が「持ち家」の世帯について算出している。

所有地：宅地の敷地面積（㎡）×1㎡当たりの宅地単価

借地：宅地の敷地面積（㎡）×1㎡当たりの宅地単価×借地権割合

- ・宅地単価：国土交通省「地価公示」又は「都道府県地価調査」の1㎡当たり評価額を用いて推計した各調査単位区の1㎡当たり評価額（「地価公示」又は「都道府県地価調査」から、各調査単位区に近い3地点を抽出し、距離の逆数により加重平均して評価額とした。）
- ・借地権割合：宅地が借地（地代を支払っている。）の場合、住宅の構造が「木造，防火木造，その他」については0.5，「鉄骨・鉄筋コンクリート造」については0.6を借地権割合とした。

(2) 現居住地の宅地（全国単身世帯収支実態調査の調査世帯）

現居住地の宅地の評価は、現住居が「持ち家」の世帯について算出している。

所有地：宅地の敷地面積（㎡）×1㎡当たりの宅地単価

借地：宅地の敷地面積（㎡）×1㎡当たりの宅地単価×借地権割合

- ・宅地単価：国土交通省「地価公示」又は「都道府県地価調査」の1㎡当たり評価額を用いて推計した市区町村別の1㎡当たり評価額

(全国単身世帯収支実態調査は市区町村単位で現居住地を把握しているため、「地価公示」及び「都道府県地価調査」から「住宅地、宅地見込地」を抽出し、市区町村別の中位数を計算して評価額とした。)

- ・借地権割合：宅地が借地（地代を支払っている。）の場合、住宅の構造が「木造、防火木造、その他」については0.5、「鉄骨・鉄筋コンクリート造」については0.6を借地権割合とした。

(3) 現居住地以外の宅地

宅地の敷地面積（㎡）×1㎡当たりの宅地単価

- ・宅地単価：国土交通省「地価公示」又は「都道府県地価調査」の1㎡当たり評価額を用いて推計した市区町村別の1㎡当たり評価額

(所在地の調査を市区町村名のみで行ったため、「地価公示」及び「都道府県地価調査」から「住宅地、宅地見込地」を抽出し、市区町村別の中位数を計算して評価額とした。)

なお、「地価公示」及び「都道府県地価調査」はそれぞれ年に1回の実施であることから、それぞれ2時点の評価額を用いて2019年10月末日の評価額となるよう時点調整を行っている。

都道府県，住宅の構造別 1 m²当たり建築単価

(単位：千円)

都道府県		木造, 防火木造	鉄骨・鉄筋 コンクリート造	その他 (ブロック造, リガ造)
00	全 国	171	245	
01	北 海 道	178	190	
02	青 森 県	165	236	
03	岩 手 県	176	216	
04	宮 城 県	171	236	
05	秋 田 県	167	203	
06	山 形 県	170	170	
07	福 島 県	174	229	
08	茨 城 県	168	223	
09	栃 木 県	169	216	
10	群 馬 県	168	221	
11	埼 玉 県	163	250	
12	千 葉 県	168	238	
13	東 京 都	177	309	
14	神 奈 川 県	166	266	
15	新 潟 県	178	217	
16	富 山 県	177	215	
17	石 川 県	172	218	
18	福 井 県	170	237	
19	山 梨 県	183	226	
20	長 野 県	189	237	
21	岐 阜 県	170	236	
22	静 岡 県	177	237	
23	愛 知 県	175	242	
24	三 重 県	184	241	78
25	滋 賀 県	161	223	
26	京 都 府	171	254	
27	大 阪 府	159	234	
28	兵 庫 県	166	234	
29	奈 良 県	163	226	
30	和 歌 山 県	160	234	
31	鳥 取 県	179	198	
32	島 根 県	177	221	
33	岡 山 県	180	216	
34	広 島 県	170	231	
35	山 口 県	177	231	
36	徳 島 県	168	202	
37	香 川 県	179	204	
38	愛 媛 県	170	182	
39	高 知 県	178	211	
40	福 岡 県	163	216	
41	佐 賀 県	163	209	
42	長 崎 県	168	218	
43	熊 本 県	170	216	
44	大 分 県	163	196	
45	宮 崎 県	158	208	
46	鹿 児 島 県	168	214	
47	沖 縄 県	184	213	

住宅の構造別耐用年数及び建築時期別残価率

	防火木造	木造	その他, (ブロック造,レンガ造)	鉄骨・鉄筋 コンクリート造
耐用年数	20年	22年	38年	47年
償却率 (～19. 3. 31)	10. 9%	9. 9%	5. 9%	4. 8%
償却率 (～24. 3. 31)	12. 5%	11. 4%	6. 6%	5. 3%
償却率 (24. 4. 1～)	10. 0%	9. 1%	5. 3%	4. 3%

建築時期	経過年数	残 価 率			
		防火木造	木 造	その他, (ブロック造,レンガ造)	鉄骨・鉄筋 コンクリート造
平成31年/2019年	0	1. 000	1. 000	1. 000	1. 000
30	1	0. 900	0. 909	0. 947	0. 957
29	2	0. 810	0. 826	0. 897	0. 916
28	3	0. 729	0. 751	0. 849	0. 876
27	4	0. 656	0. 683	0. 804	0. 839
26	5	0. 590	0. 621	0. 762	0. 803
25	6	0. 531	0. 564	0. 721	0. 768
24	7	0. 478	0. 513	0. 683	0. 735
23	8	0. 419	0. 454	0. 638	0. 696
22	9	0. 366	0. 403	0. 596	0. 659
21	10	0. 320	0. 357	0. 557	0. 624
20	11	0. 280	0. 316	0. 520	0. 591
19	12	0. 245	0. 280	0. 485	0. 560
18	13	0. 223	0. 258	0. 454	0. 528
17	14	0. 199	0. 232	0. 427	0. 502
16	15	0. 177	0. 209	0. 402	0. 478
15	16	0. 158	0. 189	0. 378	0. 455
14	17	0. 141	0. 170	0. 356	0. 433
13	18	0. 125	0. 153	0. 335	0. 413
12	19	0. 112	0. 138	0. 315	0. 393
11	20	0. 099	0. 124	0. 296	0. 374
10	21	0. 089	0. 112	0. 279	0. 356
9	22	0. 079	0. 101	0. 262	0. 339
8	23	0. 070	0. 091	0. 247	0. 323
7	24	0. 063	0. 082	0. 232	0. 307
6	25	0. 056	0. 074	0. 219	0. 292
5	26	0. 050	0. 067	0. 206	0. 278
4	27	0. 040	0. 060	0. 194	0. 265
3	28	0. 030	0. 054	0. 182	0. 252
2	29	0. 020	0. 040	0. 171	0. 240
元	30	0. 010	0. 030	0. 161	0. 229
昭和63年	31	0. 000	0. 020	0. 152	0. 218
62	32		0. 010	0. 143	0. 207
61	33		0. 000	0. 134	0. 197
60	34			0. 126	0. 188
59	35			0. 119	0. 179
58	36			0. 112	0. 170
57	37			0. 105	0. 162
56	38			0. 099	0. 154
55	39			0. 093	0. 147
54	40			0. 088	0. 140
53	41			0. 083	0. 133
52	42			0. 078	0. 127
51	43			0. 073	0. 121
50	44			0. 069	0. 115
49	45			0. 065	0. 109
48	46			0. 061	0. 104
47	47			0. 057	0. 099
46	48			0. 054	0. 094
昭和45年以前	49			0. 030	0. 058
	50				

- ※1 残価率は、該当する年度ごとの償却率を用いて算出している。なお、償却率は税制改正により年度ごとに異なる。
- ※2 家計調査世帯特別調査の世帯で現住居の建築時期が「昭和以前」の残価率は、住宅の構造別に以下のとおりとした。
防火木造：0. 000、木造：0. 002、その他(ブロック造,レンガ造)：0. 092、鉄骨・鉄筋コンクリート造：0. 143
- ※3 住宅(現住居及び現住居以外)の建築時期が不詳の残価率は、住宅の構造別に以下のとおりとした。
防火木造：0. 020、木造：0. 040、その他(ブロック造,レンガ造)：0. 171、鉄骨・鉄筋コンクリート造：0. 240

年間非消費支出の推計方法

年間非消費支出（税・社会保険料）については、『年収・貯蓄等調査票』による調査を行っていないため、『世帯票』及び『年収・貯蓄等調査票』の調査項目を基に世帯ごとに推計を行った。

1 税

所得税及び住民税を推計の対象とした。住民税は本来、前年所得を基準に課税されるが、ここでは便宜、当年所得を基に推計を行った。

税額の算出に当たっては、世帯員ごとに、以下のとおり算出した。

- ① 年間収入の種類別に給与所得控除、公的年金等控除を行い、総所得を算出
- ② 総所得から、社会保険料、生命保険・地震保険料、寡婦、寡夫、配偶者、配偶者特別、扶養及び基礎の各控除を行い、課税所得を算出
- ③ 課税所得に対して税率表を適用し、課税額を算出
- ④ 課税額から、住民税については調整控除分を控除し、所得税については復興特別所得税を加算
- ⑤ 「利子・配当金」に係る税額を（一律源泉分離課税とみなして）加算

なお、②の所得控除の各控除額については、世帯ごとに扶養関係等を推定した上で算出した。また、医療費、障害者、寄付金等の控除は、対象者数が少ないこと、全国家計構造調査では情報が得られないことなどから、推計に使用していない。

2 社会保険料

公的年金保険料、健康保険料及び介護保険料を推計の対象とし、世帯ごとに扶養関係等を推定した上で世帯員ごとに支払保険料を算出した。

なお、保険料、保険料率の算出に当たっては、全国家計構造調査の年間収入の調査対象期間（2019年調査では、2018年11月から2019年10月まで。）の期間に合わせた推計を行っている。

ア 公的年金保険料

国民年金加入者（第1号、第3号被保険者）及び被用者年金（厚生年金など。）加入者の2区分別に算出した。

国民年金加入者については、第1号被保険者は一人当たり保険料を算出、第3号被保険者は保険料負担なしとした。一方、被用者年金加入者については、各保険の事業報告等から被用者年金加入者全体の平均保険料率を算出し、これを加入世帯員の勤め先年間収入に対して一律に適用して支払保険料を算出した。

イ 健康保険料

国民健康保険加入者、職域保険（各種健康保険組合、公務員共済など。）加入者及び後期高齢者医療保険加入者の3区分別に算出した。

国民健康保険加入者については、「国民健康保険事業年報」（厚生労働省）の被保険者一人当たり調定額（介護分を除く。）を一人当たり保険料として一律に適用した。職域保険加入者については、各保険の事業報告等から職域保険加入者全体の平均保険料率を算出し、これを加入世帯員の勤め先年間収入に対して一律に適用して支払保険料を算出した。後期高齢者医療保険加入者については、「後期高齢者医療事業状況報告」（厚生労働省）の被保険者一人当たり保険料調定額を一人当たり保険料として一律に適用した。

ウ 介護保険料

40歳以上の国民健康保険加入者及び職域保険加入者の2区分別に算出した。

国民健康保険加入者については、「国民健康保険事業年報」から国民健康保険加入者全体の一人当たり平均保険料を算出し、一律に適用した。職域保険加入者については、各保険の事業報告等から職域保険加入者全体の平均保険料率を算出し、これを加入世帯員の勤め先年間収入に対して一律に適用して支払保険料を算出した。